

平成28年第3回吉岡町議会定例会会議録第1号

平成28年9月1日（木曜日）

議事日程 第1号

平成28年9月1日（木曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 選挙第 1号 吉岡町選挙管理委員及び補充員の選挙について
(選挙)
- 日程第 4 報告第 9号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について
(報告・質疑)
- 日程第 5 報告第10号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について
(報告・質疑)
- 日程第 6 報告第11号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について
(報告・質疑)
- 日程第 7 議案第35号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第 8 議案第36号 吉岡町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例
(提案・質疑)
- 日程第 9 議案第37号 吉岡町農業委員候補者選考委員会設置条例
(提案・質疑)
- 日程第10 認定第 1号 平成27年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑)
- 日程第11 認定第 2号 平成27年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑)
- 日程第12 認定第 3号 平成27年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑)
- 日程第13 認定第 4号 平成27年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
(提案・質疑)
- 日程第14 認定第 5号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑)

日程第15 認定第 6号 平成27年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定
について

(提案・質疑)

日程第16 認定第 7号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

(提案・質疑)

日程第17 認定第 8号 平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて

(提案・質疑)

日程第18 認定第 9号 平成27年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

(提案・質疑)

日程第19 議案第38号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算(第2号)

(提案・質疑)

日程第20 議案第39号 平成28年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算(第1号)

(提案・質疑)

日程第21 議案第40号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)

(提案・質疑)

日程第22 議案第41号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

(提案・質疑)

日程第23 議案第42号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

(提案・質疑)

日程第24 議案第43号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)

(提案・質疑)

日程第25 議案第44号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)

(提案・質疑)

日程第26 議案第45号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算(第1号)

(提案・質疑)

日程第27 同意第 1号 吉岡町教育委員会委員の任命について

(提案・質疑)

日程第28 同意第 2号 吉岡町教育委員会委員長長の任命について

(提案・質疑)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16人）

1番	富岡大志君	2番	大林裕子君
3番	金谷康弘君	4番	五十嵐善一君
5番	柴崎徳一郎君	6番	竹内憲明君
7番	高山武尚君	8番	村越哲夫君
9番	坂田一広君	10番	飯島衛君
11番	岩崎信幸君	12番	平形薫君
13番	山畑祐男君	14番	馬場周二君
15番	小池春雄君	16番	岸祐次君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	石関昭君	副町長	堤壽登君
教育長	大沢清君	総務政策課長	小淵莊作君
財務課長	大澤弘幸君	町民生活課長	中島繁君
健康福祉課長	福田文男君	産業建設課長	高田栄二君
会計課長	守田肇君	上下水道課長	笹沢邦男君
教育委員会事務局長	南雲尚雄君	代表監査委員	落合一宏君

事務局職員出席者

事務局長 大井隆雄 主任 北原智子

議長（岸 祐次君） 皆さん、おはようございます。

本日、平成28年第3回吉岡町議会定例会が開会されます。

石関町長から発言の申し入れがありましたので、これを許可します。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 皆さん、おはようございます。

朝早くから大変ご苦労さまでございます。平成28年第3回吉岡町議会定例会の開会に当たりまして、一言挨拶をさせていただきます。

本日、9月定例議会が議員各位出席のもと開会できましたことに、心から感謝と御礼を申し上げます。

皆様方には、健康には十分注意され、ますますご活躍をご期待申し上げます。

9月に入りまして、まだまだ残暑が厳しいころですが、とはいえ、朝夕すっかり涼しくなったということでございます。

しかし、台風接近や大雨による被害が心配される季節でもあります。幸い吉岡町には今のところ被害もなく、安堵しているところではございますが、ことしの台風の通過コースを見ると、防災対策には一層気を引き締めて臨んでいかなければならないと思っております。

そんな中、相次ぐ台風による大雨に見舞われた東北地方、特に岩手県や北海道では水害による多数の方が被害に遭われました。心からお見舞いを申し上げるところでございます。また、我が吉岡町と友好都市協定を締結している大樹町でも甚大なる被害が及んだということで、昨日の朝早くか、そしてまたけさ、大樹町と総務課長が連絡を密にとりながら、いろんなことでお見舞いを申し上げるということでございます。

そういったことで、大樹町でも町内の橋が一部流されました。その橋にかかっていた水道の送水管も同時に流され、断水が発生をしたと。現在は、昨日の午後から復旧作業を行っており、全町の3分の2は解消の見込みがついたというような、けさ報告を受けております。全町全体では、1、2日のうちには解消できる模様でということも報告を受けております。そのほかの被害としては、若干の牧草地の冠水があるものの、人的な被害はなく、市街地でも被害は発生していないとのことということで報告を受け、胸をなでおろしているところでもあります。

さて、本定例会では、平成27年度の一般会計並びに特別会計、企業会計の決算認定9件を初めとする、議案11件、報告3件、同意2件を上程させていただきました。

今議会は、主に平成27年度の決算認定をお願いするものですが、何とぞ慎重審議の上、いずれも原案のとおり認定、可決及び同意をくださいますようよろしくお願いを申し上げます。

ます。

最後に、昨日、役場の2階大会議室にて、渋川警察署と「徘徊高齢者等の保護対策に係る連携協定」についての調印を行ったことを報告させていただきます。これにより、警察と町が認知症高齢者等による徘徊発生時において情報共有を図り、迅速な発見・保護活動を行うものでございます。報告をさせていただきます。

本日は大変お世話さまになります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 開会直前で大変申しわけありませんが、平成27年度決算参考資料の資料番号9の中の語句の訂正をお願いいたします。

こちらの決算参考資料の資料番号9、用語解説19分の5、5ページです。5ページの上段、特別交付税の欄で、右側の上から3行目の中ほどで、「普通交付税の割合は6%」という記述がございますが、この記述は誤りで、正しくは「特別交付税の割合は6%」でございます。「普通交付税」を「特別交付税」に訂正をお願いいたします。大変申しわけありませんでした。

開会・開議

午前9時30分開会・開議

議長（岸 祐次君） ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達していますので、平成28年第3回吉岡町議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（岸 祐次君） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、事前に配付しましたものと、お手元に配付しましたものの6項目です。各自お目通しをいただき、諸般の報告といたします。

議事日程（第1号）により、会議を進めます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（岸 祐次君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、吉岡町議会会議規則第119条の規定により、議長において、2番大林裕子議員、3番金谷康弘議員を指名します。

日程第2 会期の決定

議長（岸 祐次君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期の決定は、議会運営委員会に付託してあります。小池委員長からの委員長報告を求めます。

小池議員。

〔議会運営委員長 小池春雄君登壇〕

議会運営委員長（小池春雄君） 報告します。

去る8月26日、金曜日ですけれども、9時半より第2回の議会運営委員会を開催いたしました。議題は、平成28年度第3回吉岡町定例議会の会期の日程であります。

会期の日程でありますけれども、本日1日より15日までとするものであります。1日が本会議、そして2日が一般質問、そして5日が一般質問であります。そして、6日よりそれぞれの、6、7、8と、予算決算常任委員会、そしてそれぞれの常任委員会の日程となっております。

なお、詳細につきましてはお手元に配付のとおりでありますので、よろしく申し上げます。

議長（岸 祐次君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

お諮りします。

ただいまの小池委員長の報告のとおり、会期は本日9月1日から15日までの15日間としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの15日間と決定しました。なお、日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第3 選挙第1号 吉岡町選挙管理委員及び補充員の選挙について

議長（岸 祐次君） 日程第3、選挙第1号 吉岡町選挙管理委員及び補充員の選挙について。

この選挙は、地方自治法第182条の規定によって行うものであります。

現在、その職にある選挙管理委員及び補充員は、平成28年9月20日をもって任期満了となります。

よって、これより選挙管理委員及び補充員について、それぞれ4名の選挙を行います。

お諮りします。

選挙方法については、地方自治法第118条の第2項の規定により、指名推選によることとし、指名の方法は議長が指名することとしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

んか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることとし、指名の方法は議長が指名することになりました。

それでは、初めに選挙管理委員を指名いたします。

選挙管理委員には、吉岡町大字漆原941番地3、深澤徳二氏、吉岡町大字北下192番地、高橋一博氏、吉岡町大字大久保1629番地1、千明一雄氏、吉岡町大字上野田754番地、森田隆博氏、以上、4名を指名します。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました方々を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました方々が、選挙管理委員として当選人と決定いたしました。

次に、選挙管理委員補充員を指名いたします。

第1順位に、吉岡町大字下野田954番地4、齊木静夫氏、第2順位に、吉岡町大字漆原1085番地2、松田健一氏、第3順位に、吉岡町大字上野田2117番地2、近野義廣氏、第4順位に、吉岡町大字大久保1220番地3、梅村昌司氏、この4名を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました4人を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました4人が補充員の当選人として決定いたしました。

名簿は、この後休憩をとりますので、書記に当選人の名簿を配付させていただきます。

松岡選挙管理委員長は、ここで退席を願います。お疲れさまでございました。

ここで暫時休憩します。

午前9時45分休憩

午前9時46分再開

議長（岸 祐次君） それでは、会議を再開します。

日程第4 報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率報告について

議長（岸 祐次君） 日程第4、報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率報告についてを議題といたします。

石関町長より報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 報告させていただきます。

報告第9号 健全化判断比率及び資金不足比率報告についてご説明を申し上げます。

町では平成27年度の決算に基づき、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び公営企業ごとの資金不足比率を算定し、8月1日に監査委員の審査を受けましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定によって議会に報告をするものであります。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は、赤字が発生していないため比率なしとなっております。実質公債費比率は10.5%で、将来負担比率は、充当可能財源が将来負担額を上回ったため比率なしとなりました。

資金不足比率につきましては、資金不足額がないため比率なしとなっております。

詳細につきましては、財務課長をして報告をさせます。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） 健全化判断比率及び資金不足比率報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。いずれも平成27年度の決算に基づき算定した数値でございます。

まず、健全化判断比率とは、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標のことをいいます。

初めに、実質赤字比率でございますが、これは一般会計、学校給食事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。実質赤字額はありませんでしたので、実質赤字比率は比率なしでございます。

次に、連結実質赤字比率でございますが、これは一般会計、特別会計の全てを対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率でございます。全ての会計において赤字額がなかったために、連結実質赤字比率は比率なしでございます。

次に、実質公債費比率ですが、地方債の元利償還金とこれに準ずる一部事務組合や公営企業会計の地方債償還に対する負担金等の準元利償還金などが、一般財源のうちどのくらいの割合を占めているかを指標化したものでございます。早期健全化基準は25%でございます。吉岡町は10.5%でした。前年度は10.0%でした。0.5ポイント率が悪くなった要因といたしましては、実質公債費比率の計算式において分子の元利償還金が、臨時財政対策債やまちづくり交付金事業債の償還などにより増加したため、分母においては標準財政規模が増加しているものの、過去3カ年の平均の比率となるため、まちづくり交付金事業債の償還開始前の低い単年度比率が、平均の対象から外れたことにより0.5%の増となっております。

次に、将来負担比率でございますが、将来負担比率は、一般会計等の借入金や将来支払っていく可能性のある負担金等の現時点での残高の程度を指標化しているもので、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものです。早期健全化基準は350%でございます。吉岡町では前年度は1.9%でしたが、今回は将来負担額から差し引く充当可能基金額である財政調整基金の増などにより充当可能財源が将来負担額を上回ったため、比率は発生しませんでした。

次に、資金不足比率でございますが、公共下水道事業、農業集落排水事業、水道事業、いずれも資金の不足はなく、資金不足比率は比率なしでございます。

なお、監査委員さんには、平成28年8月1日に審査をお願いし、平成28年8月9日付で審査結果報告をいただいております。審査した結果、適正に算定及び作成がされているとの確認をいただきました。

本町の比率につきましては、早期健全化基準等を下回っており、健全な財政でございますが、今後も各事業を精査し、より一層財政の健全化に努めてまいります。どうぞよろしくお願いたします。

議長（岸 祐次君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 11番岩崎です。昨年に引き続きまして、実質公債費比率についてお尋ねいたします。

平成24年度は9.0%、25年度は9.5%、26年度が10.0%、27年度が10.5%、毎年0.5%ずつふえております。先ほど財務課長の説明にありましたように、実質公債費比率についての説明では、実質公債費比率は、負債返済が標準財政規模に示す割合を示すもので、3カ年平均が比率となる。吉岡町においては、地方債の発行に許可が

必要となる標準の18%を下回る10.5%であった。単年度で見ると比率は減少しているが、3年平均の比率となるため、まちづくり交付金事業債の償還開始前において単年度比率が平均の対象から外れたことにより、前年度比0.5%の増となったと記してありますが、その単年度比率を考えてみますと、見てみますと、平成24年度が8.92695%、25年度が10.13754%、26年度が10.9618%、27年度が10.68246%となっております。先ほど申しましたように、平成24年度の8.92695%が外れれば、0.5%の増となっておりますが、私としては、平成26年度10.9618%から27年度10.68246%、0.28%の減は大した減とは思えないのでございます。

昨年度、私が質問いたしまして、財務課長が、起債全般についてこの実質公債費比率を下げるために、今後なるべく交付税措置のある有利な起債を選定をするか、計画的な起債事業の実施、あるいは国庫補助金の有効活用で、なるべく起債を減らす努力をすると述べましたが、よく世間では、借金も資産のうちだ、借金ができるうちは花だなどと申しますが、実際は現在低金利とはいえ、元金と利子の返済となりますと、思いのほか大変なのでございます。

そこで、実質公債費比率を下げる具体的にどのような努力をしてきたかを伺いたいと思います。私も実質経験上において、1年間で改善というわけにはいかないと思っておりますが、今後の対策などがありましたらお答えください。よろしく申し上げます。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） ただいま岩崎議員さんもおっしゃってございましたけれども、なるべく交付税措置のある起債によって事業を実施するというようなことで、今年度、明治小学校の増築事業におきましては、交付税措置のない起債を借りることも可能ではありましたけれども、それは財政調整基金を取り崩して充当するというので、交付税措置のない起債は借りないというようなことで、今年度の予算を計上しておるところでございます。こういった、先ほど岩崎議員がおっしゃったようなことで、なるべく交付税措置のある起債を活用するというようなことでいろんな事業を実施するように努めてまいりたいと思います。

先ほどおっしゃった補助金の有効活用ということもありますし、そういったことで財政調整基金の活用、補助金の有効活用、そして交付税措置のある起債の活用ということで進めてまいりたいと考えております。

臨時財政対策債につきましては、元利償還金につきましては、基準財政需要額の基礎数値の中に基準財政需要額として算定されるということでありまして、その元利償還金については交付税措置されるということでありまして、先ほど議員さんがおっしゃったように、

これも借金でございますので、起債全般につきましてこの実質公債費比率を下げるために今後なるべく交付税措置のある有利な起債を選定するとか、計画的な起債事業の実施、あるいは国庫補助金の有効活用というようなことで、なるべく起債を減らす努力をしていきたいと考えております。

以上です。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第5 報告第10号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

議長（岸 祐次君） 日程第5、報告第10号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 報告申し上げます。

報告第10号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について。

本事案は、道路除草作業中に生じた事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決処分としたので、同条第2項の規定により報告をするものであります。

詳細につきましては、産業建設課長より説明をさせます。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 本事案は、別添専決処分書のとおり、損害賠償の額5万9,102円、損害賠償の相手方は、住所、氏名とも記載のとおりであります。

事故の状況であります。平成28年6月28日午前9時40分ごろ、吉岡町大字小倉695番地77付近の町道において、除草作業中、誤って石が飛散してしまい、道路を西に向かって走行中の車両の右側側面ガラスを破損したものであります。原因につきましては、作業員の注意が十分に行き届かなかったことにより発生した事故であります。

このたび、町と損害賠償の相手方との当事者で示談が成立し、和解となりましたので、ここに報告するものであります。

示談の内容につきましては、町が損害賠償の相手方に、金5万9,102円を支払う義

務があることを認め、これを相手方が指定する口座に支払い、当事者間には一切の債権・債務関係がないことを確認しました。

なお、損害賠償金額5万9,102円は、町が加入している全国市町村総合賠償保険から支払われております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 草刈りの中で石が飛んだということらしいですけども、その善後策として、今後の注意点とか、方法を改めたとか、その辺はどうなっていますか。

議 長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 今後につきましては、石の飛散は偶発的なものではございますが、飛散を予期できないものであります。シート等の覆いをかぶすとか、あるいはその人的な注意でありますとか、刈り払い機の作業講習等の啓発とか、その辺を含めて進めてまいりたいと考えております。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） そういう事故が発生をして、それですぐいわゆる改善というのですかね、何か今の話を聞いていると、これから考えたいというような感じに受けとめるのですけれども、その後において、よくその刃は、ひもと比べて刃はよく飛びますよね。そのような方法、対策というのは講じたのか。また、これはあれですか、町が直接の刈り払いだったのですか。形態はどういう形態だったのですか。

議 長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 作業員さんにつきましては、シルバー人材センターからの人材派遣契約に基づいて作業していただいておりますので、実際上のこの作業指示といたしましては、道路の維持管理業務ということで、除草のほかの作業も行っていていただいておりますので、指揮監督としては町の下にございますので、例えば先ほどのひもだったら石が飛ばないとか、そういったところも含めて検討したい。第一義的には、石が飛ばないようにということで、よく覆いをこう、何ていうのですかね、ブルーシートというか、そういうシートをかぶせるというところを指導をさせていただいたところがございます。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第6 報告第11号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

議長（岸 祐次君） 日程第6、報告第11号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 報告をさせていただきます。

報告第10号と同じ案件になるかと思えますけれども、よろしくお願いをしたいと思っております。

報告第11号 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分について。

本事案は、道路除草作業中に生じた事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定により、別紙専決処分のとおり専決処分としたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

詳細につきましては、産業建設課長より説明をさせます。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 本事案は、別添専決処分書のとおり、損害賠償の額3万7,735円、損害賠償の相手方は、住所・氏名とも記載のとおりであります。

事故の状況であります。平成28年7月12日午後2時ごろ、吉岡町大字漆原527番地付近の町道において、道路除草作業中に誤って石が飛散してしまい、道路を東に向かって走行中の車両の右側側面ガラスを破損したものであります。

原因につきましては、先ほど同様、作業員の注意が十分に行き届かなかったことにより発生した事故でございます。

このたび、町と損害賠償の相手方との当事者の間で示談が成立し、和解となりましたので、ここに報告するものであります。

示談の内容につきましては、町が損害賠償の相手方に金3万7,735円を支払う義務があることを認め、これを相手方が指定する口座に支払い、当事者間には一切の債権・債務関係がないことを確認いたしました。

なお、損害賠償金額3万7,735円は、町が加入している全国市町村総合賠償保険から支払われております。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 報告が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 先ほど小池議員が質問していましたが、その改善策ということで、課長のほうからブルーシートをやっているというお話でしたが、それは全ての草刈りについて、道路に対してですけれども、やっていることなののでしょうか。お尋ねします。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 道路の除草については、そのような対応をとるようという指導をさせていただいておりますが、道路以外の、例えば公園でありますとか、そちらのほうまでは今のところ言っておりませんが、当然周囲には十分注意して作業をするようには指導をしておるところでございます。

以上です。

議長（岸 祐次君） 山畑議員。

〔13番 山畑祐男君発言〕

13番（山畑祐男君） 全てではないということでのお話でしたけれども、車のガラスを割るほどの威力のある、破壊力がある、そのパワーを持った石が飛んでくるということで、人に当たったならば大きなけがに当たると思うのです。したがって、公園等についてもその辺のところを配慮しながら、今後は指導していただければなというふうに願うわけです。

以上です。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認めます。

本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

日程第7 議案第35号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第7、議案第35号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第35号 吉岡町福祉医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

本条例の改正は、現行の条例では、申請者を受給資格者本人としていることから、保護者等も申請が行えるよう条例を改正し、事実上のそごを解消するためのものです。

なお、詳細につきましては、健康福祉課長をして説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） 本条例の改正は、町長の提案説明のとおり、事実上、福祉医療に関する申請や手続において、保護者等が行っているケースがほとんどであります。また、受給資格者本人が手続等を行うことが困難である者もおられることから、申請及び手続について改正するものであります。

それでは、説明させていただきます。新旧対照表をごらんください。右の旧が現行、左の新が改正案ということをお願いするものでございます。

右の旧の第4条、第7条、第9条、第10条、次ページの第14条の「支給対象者或いは受給対象者」に左の新で「支給対象者の保護者、養育者その他の者で、支給対象者を現に監護しているもの」を加えるものであります。

第4条は、認定の申請、第7条は、支給申請、第9条は、受給資格の喪失、変更及び福祉医療費支給額の減額の届け出、第10条は、受給資格証の再交付の届け出、第14条は、町外転出により受給資格者であったことの証明書の交付申請、以上、保護者等も手続できるよう改めるものでございます。

議案書のほうを見開きお願いいたします。

「附則、この条例は、公布の日から施行する。」であります。

以上、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議 長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第35号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第8 議案第36号 吉岡町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例

議長（岸 祐次君） 日程第8、議案第36号 吉岡町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第36号 吉岡町農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について提案説明を申し上げます。

本議案は、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員会が公職選挙法の準用による選挙から、議会の同意に基づく町長の任命制に変わったことと、農業委員会の委員会内に「農地利用最適化推進委員」を新たに設けることになったため、必要な改正をお願いをするものであります。

なお、詳細につきましては、産業建設課長より説明をさせます。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） それでは、改正の概要を説明させていただきます。

昨年9月に成立した農業協同組合法等の一部を改正する等の法律により、農業委員会等に関する法律が改正され、農業委員が公選制から、議会の同意に基づく町長の任命制に変わり、新たに農業委員会が農地利用最適化推進委員を委嘱することとなりました。

法律の施行日は、平成28年4月1日からですが、法律の適用は、その日以降初めて行われる改選からでありますので、現行委員の任期満了日の平成29年4月26日以降の委員の選任に適用されます。

最初に、農業委員の定数は、国からのガイドラインでは、おおむね現行の半数程度となっておりますところから、現行の16人、選挙による委員さんが13人と推薦の方3人の、合わせて16人なのですけれども、の半数であります8人とさせていただきたいと考えております。なお、国等から、農業委員の定数は、農地利用最適化推進委員の定数を上回らないこととの指導がありました。

次に、農地利用最適化推進委員は、農業委員が区域ごとに農業者から推進委員の候補者の推薦を求め、農業委員会が委嘱します。国から示された定数の基準は、農地おおむね100ヘクタール当たり1人ということになりますので、吉岡町の農地面積は約750ヘクタールということで把握しておりますので、8人とさせていただきたいと考えております。

続いて、具体的な内容を説明させていただきます。議案書の1ページをごらんください。

まず、現行条例の題名を農業委員の公選制の廃止及び農地利用最適化推進委員の新設に伴いまして「吉岡町農業委員会の選挙による委員の定数条例」を「吉岡町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例」に改めるものでございます。

次に、議案の5行目以下なのですが、**「本則中」**以下の説明は、新旧対照表をごらんください。右側の旧区分にございますとおり、現行条例では選挙による委員の定数を13人と定めるのみでございますが、改正後の条例では、左側の新の区分にありますとおり、先ほどの題名の変更以下第1条を新たに設けまして、農業委員の定数と農地利用最適化推進委員の定数を定めるというこの条例の目的を規定するとともに、第2条で農業委員の定数を8人と、第3条で農地利用最適化推進委員の定数を8名と定めるものであります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 2点ほどお伺いしますが、その法律の改正によりまして、公選制から町長の指名と、そして議会の同意というふうになりましたけれども、今男女共同参画という立場からして、どうしても今まで全体が男性に偏りがちだったので、町長の任命制ということになると、町長の権限で当選する受け手ということも考えられますけれども、そういう立場から、8人であれば、4人、4人というようなことが妥当ではないかというふうに思うのですが、その辺の考えはどうなっているのかというのが第1点と、それから3条の中の農地利用最適化推進委員、これも8名でありますけれども、これらの人たちの女性参画という立場でもどういう考えを持っているかというのと、それと新しくできる農地利用最適化推進委員それぞれの報酬等はどのようになっているかについてお伺いするものです。

議長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町長（石関 昭君） ただいま小池議員のほうから、男女参画ということで、男女の差別なくどういった形で選ぶんだということですが、これから農業委員が8人、推進委員が8人ということになるかと思っておりますけれども、今までは農業委員の方々は女性が2人ということで、今まで現状ではやってきたということでございます。そういったことを踏まえまして、これから私が選ぶということになりますと、いろんなことと相談しながらやっていきたいというふうには思っております。

報酬の関係につきましては、これからこの条例を通していただきまして、これから検討していくという段取りになろうかと思っております。報酬の件に関しましては、いろんな面で吉岡町のいわゆる今までの農業委員の方々の報酬は妥当か、妥当でないかというようなことにいろんなことで考えますと、これからそういったことも踏まえて、この吉岡町は他町村と違いまして、農業委員にかかわる仕事が渋川並みだと、渋川以上だというような話も聞いております。そういったことも加味しまして、どういった報酬が妥当かということもこれから検討していきたいというようには思っております。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第36号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第9 議案第37号 吉岡町農業委員候補者選考委員会設置条例

議長（岸 祐次君） 日程第9、議案第37号 吉岡町農業委員会候補者選考委員会設置条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第37号 吉岡町農業委員候補者選考委員会設置条例についての提案説明を申し上げます。

本議案は、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員が公職選挙法の準用による選挙から、議会の同意のもと町長の任命制に変わったことを受け、地域の農業関係者等からの推薦者や公募応募者を町長の諮問に基づき選考するための委員会を設置させていただくものであります。

なお、詳細につきましては、産業建設課長より説明をさせます。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） それでは、吉岡町農業委員候補者選考委員会設置の趣旨から説明させていただきます。

昨年9月に成立した農業協同組合法の一部を改正する等の法律により、農業委員会等に関する法律が改正されて、公選制から議会の同意に基づく町長の任命制に変わったことは、議案第36号でご案内のとおりでございます。

町長が事前に地域の農業者や農業団体からの推薦を求めるとともに、公募も実施します。この推薦及び公募の結果は公表が求められております。また、農業委員は、認定農業者が過半数を占めること及び農業以外の中立的な立場の方も最低1人入ることが求められております。また、農業委員の定数は8名とさせていただきましたので、推薦をいただいた候補者や公募に応募された方が、農業委員会等に関する法律第8条に規定する要件に該当するか否かについて判断するとともに、定数以上の応募があった場合、候補者の選考を行うに当たって、行政以外の外部の意見を求めながら選考する機関を設置したいと考え、その根拠条例を整備するものでございます。

それでは、具体的な内容を説明させていただきます。議案書1ページをごらんください。

第1条では、本条例の設置目的を規定するものでございます。

第2条では、所掌事項といたしまして、町長の諮問に応じて候補者を選考することを規定するものであります。

第3条では、委員の定数を8人以内とし、農業委員5人以内、農業協力員2人以内、農業協同組合の代表者等をその構成員とし、その任期を3年とすることを規定するものであります。

第4条では、委員長以下委員会の組織体制を規定するものであります。

第5条では、会議の招集及び成立要件、議決要件について規定するものであります。

第6条では、議事に関連ある者の議事への参画を制限することを規定するものであります。

第7条では、会議の公開の原則を規定するとともに、公開についての除外規定を設けるものであります。

第8条では、議事録の作成及び公表について定めるものであります。

第9条では、委員の秘密保持について定めるものであります。

ページをはぐっていただきまして、第10条では、委員会の庶務について定めるものであります。

第11条では、委任事項について、本条例に定めるもののほか、選考委員会で定める旨を規定するものでございます。

附則第1項では、施行期日を公布の日としております。これは、選考作業を任期満了の前から行うことから、条例成立後直ちに事務を進めてまいりたいと考えておりますので、公布の日とさせていただきました。

附則2項では、選考委員会の委員は、非常勤特別職の職員となることから、「吉岡町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例」別表中、役職名「農業委員候補者選考委員」を追加いたしまして、報酬額「日額8,800円」を加えるもので、同

条の一部を改正するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第37号は、産業建設常任委員会に付託します。

ここで休憩をとります。再開を10時45分とします。

午前10時26分休憩

午前10時45分再開

議長（岸 祐次君） それでは、会議を再開します。

日程第10 認定第1号 平成27年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について

議長（岸 祐次君） 日程第10、認定第1号 平成27年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

平成27年度吉岡町一般会計歳入歳出決算認定について、説明申し上げます。

平成27年度一般会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度吉岡町一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 守田会計課長。

〔会計課長 守田 肇君発言〕

会計課長（守田 肇君） 本決算書は、1ページから372ページまでとなっております。主要施策の成果説明書を別冊といたしました。また、配付いたしました平成27年度決算参考資料のうち、資料番号1番の一般会計主要事業決算状況一覧の構成は、決算書に沿って、款、項、目の順として、決算書のページを入れていきます。資料番号9の用語解説まで添付してありますので、参考にさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

決算書の3ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額67億7,051万3,002円、歳出総額67億3,761万407円、歳入歳出差し引き額3,290万2,595円、翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額1,811万6,000円、実質収支額1,478万6,595です。

実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定に基金繰入額はありません。

決算書4ページから7ページは一般会計歳入歳出決算書の歳入。

8ページから11ページは、その歳出となっています。

12、13ページは、歳入歳出事項別明細書の総括で、歳入の部となっています。

14ページからの事項別明細書で説明いたします。

1款1項の町税、町民税の収入済額11億1,365万5,050円、不納欠損額257万6,162円、収入未済額4,291万6,703円です。2項固定資産税、収入済額10億5,608万3,683円、不納欠損額3,802万6,002円、収入未済額5,716万9,405円。3項軽自動車税、収入済額5,320万2,123円、不納欠損額6万6,300円、収入未済額148万533円。4項町たばこ税、収入済額1億7,316万4,873円。5項入湯税、収入済額1,191万5,670円です。

町税の収入状況等は、主要施策の成果説明書の38ページをごらんください。

町民税個人、法人、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、平成25年度から27年度までの収入状況となっております。

27年度の列、町民税、個人、現年、滞納の収納割合は、個人の計95.8%、法人の計97.9%です。以下、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、入湯税、それぞれの収入割合、構成比、前年対比となっております。

不納欠損額については、別添資料6に年次推移として、一般会計、特別会計まで記載しております。一般会計は1ページから2ページ、特別会計は3ページからとなっております。

決算書に戻っていただきまして、14、15ページ、1款1項町民税、収入未済額の該当者は、個人、現年度課税分202人が該当します。法人は、現年課税分6社となっております。2項固定資産税、収入未済額の該当者は、現年課税分195人となっております。3項軽自動車税、収入未済額の該当者は、現年課税分82人です。

2款から11款については、国または県が徴収して定められた割合によって譲渡、または交付されるものです。

2款地方譲与税、収入済額8,786万6,000円。

3款利子割交付税、収入済額388万2,000円。

16、17ページに移ります。

4 款配当割交付金、収入済額 1, 2 2 7 万 6, 0 0 0 円。

5 款株式等譲渡所得割交付金、収入済額 1, 2 4 5 万円。

6 款地方消費税交付金、収入済額 3 億 4, 3 7 7 万 4, 0 0 0 円。

7 款ゴルフ場利用税交付金、収入済額 1 3 5 万 4, 0 0 5 円。

8 款自動車取得税交付金、収入済額 1, 8 7 8 万円。

9 款地方特例交付金、収入済額 2, 1 8 8 万 1, 0 0 0 円。

1 8、1 9 ページに移ります。

1 0 款地方交付税、収入済額 1 2 億 3, 3 0 7 万 4, 0 0 0 円。

1 1 款交通安全対策特別交付金、収入済額 4 1 7 万 1, 0 0 0 円です。

成果説明書の 2 5 ページをお願いいたします。

普通会計の収入状況として、地方税から地方債まで、決算構成比、増減率をそれぞれ記載しております。

また、決算参考資料の資料番号 9、用語解説、5 ページから 8 ページには地方譲与税から交通安全対策特別交付金の解説を記載しております。

決算書 1 8、1 9 ページに戻りまして、1 2 款の分担金及び負担金、1 項負担金、収入済額 1 億 5, 5 0 6 万 7, 1 5 0 円、1 目民生費負担金 2 節児童福祉費負担金、保育関係の保護者負担金において、不納欠損額 5 7 万 2, 0 0 0 円、収入未済額 5 8 1 万 5, 5 0 0 円です。不納欠損の該当者は 6 人です。収入未済額該当者は 4 7 名です。現年が 1 9 で過年が 3 7 となっております。

1 3 款使用料及び手数料、収入未済額 3, 5 5 9 万 3, 3 2 8 円。1 項使用料、1 目から 4 目まで、1 目農林水産使用料、収入済額 3 9 0 万 3, 0 0 0 円。

2 0 ページ、2 1 ページに移ります。

2 目土木使用料、収入済額 1, 5 5 3 万 1, 9 9 7 円、2 節住宅使用料、収入済額 1, 2 7 4 万 9, 2 5 0 円、収入未済額 3 5 3 万 2, 2 8 0 円は、該当者 8 人です。3 目教育使用料、収入済額 4 9 9 万 3, 2 4 0 円、2 項手数料、1 目から 3 目まで、収入済額 1, 1 1 6 万 5, 0 9 1 円です。

2 2、2 3 ページに移ります。

1 4 款国庫支出金、収入済額 9 億 5, 7 6 3 万 5, 0 4 4 円。

参考資料 2、一般会計歳入年度別推移、いわゆる収入済額をごらんください。

一般会計の収入で、1 4 款国庫支出金は、前年比で 1 2 3. 5 % となっています。

1 5 款県支出金は、前年比 1 4 8. 1 % となっています。

決算書 2 4、2 5 ページに戻っていただきまして、増額の主なものは、最初に 4 目土木費国庫補助金で 1, 1 7 8 万 3 6 5 円、社会資本整備総合交付金（駒寄スマート I C）、

6目総務費国庫補助金1節総務費国庫補助金4,703万5,692円、地域活性化・地域住民生活等支援交付金(地域消費喚起・生活支援型)、同(地域創生先行型)、次に26、27ページに移ります。5目教育費国庫補助金4節社会教育費国庫補助金、民生安定施設設置助成補助金の増額7,410万円、具体的には、社会体育館改修工事です。このことが主な増額の要因となっています。

28、29ページに移ります。

15款の県支出金、収入済額8億460万9,877円、増額の主なものは、32、33ページの2目民生費県補助金6節児童福祉費県補助金の群馬県安心こども基金事業(保育所等緊急整備事業)県補助金を繰り越したもの1億7,233万6,000円と、34、35ページの4目農林水産業費県補助金1節農業振興費県補助金、被災者向け経営体育成支援事業県補助金(繰越明許)1億1,467万9,237円を繰り越したものが主な増額の要因となっています。

36、37ページに移ります。

16款の財産収入、収入済額796万894円、1項2目利子及び配当金はその主なものとなります。財政調整基金利子から収入印紙等購買基金利子まで、収入済額531万2,076円です。

17款の寄附金、収入済額306万4,000円。38、39ページに記載のとおりですが、一般寄附金52万6,000円、ふるさと納税253万8,000円です。一般寄附金は2件、ふるさと納税は28件です。

18款繰入金、収入済額1,314万2,871円。2項基金繰入金1,045万9,000円が主なものとなります。

19款繰越金1億1,727万5,404円、26年度の繰越金です。このうち5,996万5,000円は繰越明許です。

20款諸収入、収入済額7,533万5,030円。1項の延滞金加算金過料、収入済額796万9,221円、1,527件分です。3項貸付金元利収入、収入済額500万円、勤労者生活資金融資預託金です。4項受託事業収入、収入済額600万円、湧水対策施設管理費(水道分)です。5項雑入、収入済額5,636万5,809円です。3目雑入5,636万5,809円です。雑入は、41から45ページの記載のとおりです。主なものは、43ページ、オータムジャンボ宝くじ市町村交付金398万5,000円、45ページ、地域活動支援センターよしおか負担金1,603万7,500円、駒寄スマートIC大型化事業にかかわる前橋市負担金423万542円などです。

21款の町債、収入済額4億5,330万円、1項1目1節臨時財政対策債3億1,790万円、46ページに移ります。2目土木費1節緊急防災・減災事業債5,240万円、

3目1節緊急防災事業債500万円、4目2節一般補助施設整備等事業債7,800万円です。

成果説明書28ページに、地方債の状況として、27年度発行額は、区分5教育・福祉施設等整備事業（一般補助施設整備等事業債、いわゆる社会体育館）7,800万円、区分6一般単独事業債（緊急防災・減災事業債）、区分10臨時財政対策債3億1,790万円となり、27年度合計では4億5,330万円となっています。

決算参考資料5、町債年度末残高一般会計から水道事業会計の全会計では、93億5,824万7,149円の状況です。

以上、歳入の説明といたします。

続きまして、決算書48、49ページは、歳出の総括となります。

50、51ページからの事項別明細書で説明いたします。

1款1項の議会費です。支出済額1億264万859円。主なものは、1節報酬3,868万7,195円、13節委託料230万6,114円は議会映像配信事業です。平成27年度決算参考資料、資料番号1、平成27年度主要事業決算状況一覧表の1ページに記載のとおりです。

款、項、目、区分、事業名、決算額（予算額）、決算額内訳、財源内訳、事業内容及び実績、課名（室名）、分野となっています。平成26年度からこの一般会計主要事業決算状況一覧は、款、項、目ごとに編成しています。歳出の説明は、決算書に沿ってこの主要事業決算状況一覧を参考としてごらんください。

決算書52、53ページ、2款総務費、支出済額8億853万5,492円。主要事業決算状況一覧は1ページです。1項総務管理費、支出済額6億5,425万9,355円。決算書54、55ページ、主なものは、13節委託料4,535万1,828円のうち自治会事務委託料3,540万4,800円。

資料番号4には、ごらんになっていただければと思いますが、資料番号4には、自治会関係支出金一覧で、本委託料、補助金等を記載しております。あわせてごらんください。

決算書、55ページ、14節使用料及び賃借料291万2,241円のうち121万2,750円は住民広場の支出。19節負担金、補助及び交付金、以下「負補交」3,621万1,768円のうち、56ページ、57ページ、備考、自治会振興助成金、自治会連合会活動補助金、集会施設地代助成事業補助金、集会施設等整備事業補助金、魅力あるコミュニティ助成事業助成金、集会施設維持管理における交付金まで、合わせて708万7,000円の支出は自治会活動支援事業。

決算書58ページ、59ページに移ります。主要事業決算状況一覧は2ページ。

5目財産管理費11節1,425万2,902円のうち消耗品費（施設管理費）89万

1, 160円のうち5万3,076円は、節電対策事業（グリーンカーテン）。

決算書60ページ、61ページに移ります。

6目企画費、吉岡町人口ビジョン及び総合戦略策定支援事業（地域活性化・地域生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）事業）と総合計画後期基本計画策定業務が主なものです。

最初に、総合計画工期基本計画策定業務として、1節報償費、備考欄、総合計画審議会委員9万6,800円、13節委託料、備考欄、総合計画後期基本計画策定業務委託26万7,600円が主な支出となります。

次に、吉岡町人口ビジョン及び総合戦略策定支援事業（地域活性化・地域生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）事業）として、13節委託料、備考欄、吉岡町人口ビジョン及び総合戦略策定支援事業（繰越明許）885万6,000円の支出が主なものとなります。

決算書62、63ページ、主要事業決算状況一覧は3ページに移ります。

8目諸費、放課後児童見守りパトロール業務委託事業（繰越明許）、防犯灯LED化事業、防犯カメラ設置事業、同事業の繰越明許、防犯事業が主なものとなります。

最初に、放課後児童見守りパトロール業務委託事業（繰越明許）、13節委託料、備考欄、放課後児童見守りパトロール業務委託事業（繰越明許）208万4,940円の支出が主なものとなります。

次に、防犯カメラ設置事業、決算書64、65ページに移ります。

15節工事請負費、備考欄、防犯カメラ設置工事329万5,055円の支出が主なものとなります。次に、防犯カメラ設置事業（繰越明許）、15節工事請負費、備考欄、防犯カメラ設置工事（繰越明許）299万1,600円の支出です。

主要事業決算状況一覧は4ページに移ります。

次に、防犯事業、19節負補交、備考欄、渋川地区広域暴力団排除推進協議会負担金5万3,000円、県防犯連渋川支部会費41万5,000円、防犯委員会補助金10万円が主な支出です。10目交通対策費、道路交通安全施設整備事業が主なものです。15節工事請負費、備考欄、道路交通安全施設工事519万8,904円の支出となります。

決算書66ページ、67ページに移ります。

11目コミュニティーセンター供用施設費、コミュニティーセンター和室畳交換事業、11節事業費、備考欄の修繕費47万1,920円のうち30万1,968円の支出です。決算書68、69ページに移ります。

14目温泉事業費2,824万3,932円は、吉岡町緑地運動公園及びリバートピア吉岡管理委託としての支出です。13節委託料1,890万円は、緑地運動公園及びリバ

ートピア吉岡指定管理料、15節工事請負費900万3,096円は、温泉施設改修工事の支出となっています。

決算書72、73ページ、主要事業決算状況一覧は5ページに移ります。

4項2目県知事選挙費718万4,492円、県知事選挙事務としての支出となっています。3目2目県議会議員選挙費114万2,424円。

決算書74、75ページ、主要事業決算状況一覧は6ページに移ります。

県議会議員選挙事務としての支出です。4目町長・町議会議員選挙費1,003万1,596円、町長・地方議会議員選挙事務としての支出です。

決算書76、77ページに移ります。主要事業決算状況一覧は7ページに移ります。

2目各種統計調査費808万5,192円は、11節需用費消耗品費の一部を除いて、国勢調査の事業としての支出です。

3款1項1目社会福祉総務費1億2,829万7,367円、主要事業決算状況一覧は8ページから10ページまで、臨時福祉給付金事業、子育て世帯臨時特例給付金、地域福祉計画・活動計画策定業務、ふとん乾燥消毒サービス事業、一人暮らし老人緊急通報システム設置事業、敬老祝金品支援事業、寝たきり老人介護慰労金事業、介護保険事業特別会計繰出金とその主要事業となります。

決算書78、79ページ、臨時福祉給付事業、子育て世帯臨時特例給付金ですが、13節委託料、備考欄、電算業務委託（臨時福祉給付金給付事業）200万8,692円、同じく電算業務委託（子育て世帯臨時特例給付事業）73万3,104円。

決算書80、81ページに移ります。

19節負補交、備考欄、子育て世帯臨時特例給付金1,006万2,000円、臨時福祉給付金1,618万2,000円が主な支出となります。臨時福祉給付金給付事業は、消費税の引き上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、社会保障の充実のための措置とあわせて、低所得者に対する適切な配慮を行うための給付措置。次に、子育て世帯臨時特例給付金給付事業は、子育て世帯に対する消費税の引き上げによる影響を緩和するためのものです。

4目老人福祉費1億9,835万6,119円のうち地域福祉計画・活動計画策定業務、8節報償費、備考欄、地域福祉計画・活動計画策定委員18万4,800円、13節委託料、決算書82、83ページ、備考欄、地域福祉計画・活動計画策定業務委託料302万4,000円が主な支出となります。

主要事業決算状況一覧は10ページに移ります。

決算書81ページに戻りまして、ふとん乾燥消毒サービス事業、13節備考欄、43万2,000円の支出。

次に、一人暮らし老人緊急通報システム設置事業、決算書82、83ページに移ります。

13節71万6400円は、一人暮らし老人緊急通報システム設置事業、設置者20名。次に、敬老祝金品支給事業、20節扶助費1,032万6,570円、備考欄、敬老年金として543万円が主な支出です。次に、寝たきり老人介護慰労金事業、20節扶助費、備考欄、介護慰労金426万円、支出は、在宅で介護をしている介護者の労をねぎらうためのもの。28節繰出金1億7,314万3,900円は、介護保険事業特別会計繰出金としての支出です。

主要事業決算状況一覧は11、12ページです。決算書は82、83ページをお願いします。

6目障害者福祉費3億2,963万5900円の支出は、障害者自立支援事業、難病患者支援事業がその主な事業としての支出です。19節負補交と20節扶助費の支出を主に障害者自立支援事業となります。事業総額は2億3,236万7,828円、障害者福祉サービスが必要と認められた申請者に対して実施しています。

決算書86、87ページ、主要事業決算状況一覧は12ページです。

7目福祉医療費1億9,546万5,167円、20節扶助費1億9,102万2,409円の支出を主に、医療費無料化事業です。社会保険等で医療を受けた場合の自己負担を公費で負担するものです。

決算書88、89ページ、主要事業決算状況一覧13ページに移ります。

9目老人福祉センター費1,875万6,450円、13節委託料1,826万4,000円の支出が主なものとなります。吉岡町社会福祉協議会を指定管理者としての委託料です。10目後期高齢者医療費1億7,763万6,042円、19節負補交1億3,896万6,258円は、療養給付費負担金としての支出。28節繰出金3,866万9,786円は、後期高齢者医療事業特別会計への繰出金です。

決算書、90ページ、91ページに移ります。

2項1目児童福祉費13節委託料2万3,000円は、産前・産後サポート事業広域委託料です。2目児童手当費4億1,172万9,722円、20節扶助費4億1,165万5,000円は、児童手当費支給事業としての支出、児童の年齢に応じた手当の支給をしたものです。

3目児童保育費8億9,848万5,682円、主要事業決算状況一覧は15ページです。13節委託料、備考欄、保育運営費委託料6億5,568万7,680円が主な支出です。私立保育所運営委託として、町内外の私立認定保育所に対する支払いです。同目19節負補交、備考欄、施設型給付費1,108万2,700円は、町内在住の乳幼児が通う町外の認定こども園・幼稚園・保育所等が対象です。

同目19節、決算書92、93ページに移ります。

同目19節負補交、備考欄、障害児保育費補助金307万2,000円、一時預かり事業補助金213万2,200円、延長保育費164万2,000円、保育充実促進事業費補助金1,051万2,900円は、保育所補助事業としての支出です。同目19節負補交、備考欄、私立保育所等施設整備補助金570万6,000円は、保育所補助事業としての支出です。

主要事業決算状況一覧は16ページ、吉岡町第4保育園分園舎改修事業450万円、保育所定員増に伴う備品設置補助金120万6,000円です。

決算書、92、93ページ、4目児童館費1,820万8,548円、児童館改修事業が主な支出となります。13節委託料、備考欄、児童館耐震改修工事管理業務委託82万8,000円、15節工事請負費1,368万3,600円です。

決算書94、95ページに移ります。

5目学童保育事業1,813万1,661円、13節、備考欄、学童クラブ指定管理料1,667万7,061円が主な支出です。

決算書94、95ページ、主要事業決算状況一覧は17ページに移ります。

4款1項1目保健衛生総務費2億8,731万6,022円、主要事業決算状況一覧の事業名、よしおか健康No.1ダイヤル24、わかば健診事業、住宅用太陽光発電システム設置補助金、国民健康保険事業特別会計繰出金がその主要事業となります。

決算書96、97ページ、13節委託料、備考欄、よしおか健康No.1ダイヤル委託料192万8,410円、同節、備考欄、健康診査等委託料（わかば健診）243万1,296円、19節負補交599万2,000円は、住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金としての支出、環境負担の少ないクリーンエネルギーの普及促進を図るもの。

決算書98、99ページに移ります。

28節繰出金1億2,985万3,246円は、国民健康保険事業特別会計繰出金としての支出です。

主要事業決算状況一覧は18ページに移ります。

3目母子衛生費13節委託料1,766万1,487円、主なものは備考欄、妊婦健康診査委託料1,659万2,460円、19節負補交43万3,290円と合わせて妊婦健康診査支援事業です。全妊婦を対象に健康診査を実施し、母体や胎児の健康確保を図るもの。8節報償費、備考欄、健康相談謝礼（繰越明許）66万8,000円は、健診後の要観察児童の電話相談や訪問相談等のフォローを充実させたもの。

決算書100、101ページに移ります。

4目健康増進費、がん検診事業、健康No.1プロジェクト事業の支出となります。がん検

診事業の主なものは、12節役務費、備考欄、検診関係通知郵便料149万7,513円のうち142万8,952円、13節3,911万6,960円、備考欄、健康診査等委託料・事務委託料です。がん検診と特定健診を同時に実施する総合健診を開始し、検診料を無料とした。

主要事業決算状況一覧は19ページに移ります。

よしおか健康No.1プロジェクト事業の主なものは、19節負補交109万15円、同事業の補助金としての支出です。

5目環境衛生費、浄化槽設置整備事業の支出となります。主なものは19節負補交、備考欄、浄化槽設置事業事業費補助354万円、浄化槽エコ補助金10万円です。単独浄化槽やくみ取り式から合併浄化槽への転換を促進するもの。

決算書102、103ページに移ります。

2項清掃費2目塵芥処理費、資源ごみ回収事業の支出となります。19節負補交、備考欄461万2,050円の支出は、ごみの減量、資源の再利用及び地域コミュニティーの育成を促進するもので、46団体に交付した。

主要事業決算状況一覧は20ページに移ります。

決算書、5款1項1目労働諸費、勤労者住宅資金利子補給事業、勤労者生活資金融資事業の支出となります。

決算書104、105ページに移ります。

19節負補交1,170万7,500円は、勤労者住宅資金利子補給事業としての支出。21節貸付金500万円は、勤労者生活資金融資預託金事業としての支出。

決算書106、107ページに移ります。

6款1項3目農業振興費、道の駅「よしおか温泉」情報発信強化事業（繰越明許）としての支出です。

主要事業決算状況一覧は21ページに移ります。

決算書、13節委託料、備考欄、情報端末ポータルサイト構築委託料（道の駅）（繰越明許）331万5,600円。

決算書107、108ページに移ります。

15節工事請負費、備考欄、無料Wi-Fiスポット導入工事費（道の駅）（繰越明許）108万3,240円、19節負補交、備考欄、情報発信イベント交付金（道の駅）（繰越明許）50万円が主なものとなります。

決算書、110、111ページに移ります。

4目畜産振興費、畜産振興（悪臭対策）事業、主なものは、19節負補交、備考欄、畜産環境対策事業補助金32万6,592円の支出です。

5目農地費、小規模農村整備事業、群馬用水施設緊急改築事業の支出となります。19節負補交、備考欄、小規模農村整備事業負担金357万5,000円の支出。19節負補交、備考欄、群馬用水施設緊急改築事業償還負担金1,289万8,552円の支出となります。

決算書112、113ページ、主要事業決算状況一覧は22ページに移ります。

6目地籍調査費、地籍調査としての事業費になります。主なものは、13節委託料、備考欄、地籍調査業務委託料1,428万8,400円、復元測量業務委託料921万2,400円の支出となります。

主要事業決算状況一覧は23ページに移ります。

7目渇水対策施設維持管理費、渇水対策施設管理業務、渇水対策管路施設移設工事です。渇水対策施設管理業務の主なものは、11節需用費、備考欄、電気料1,304万7,246円、15節工事請負費、備考欄、管路施設等修繕工事2,910万9,870円の支出です。次に、渇水対策管路施設移設工事は、15節工事請負費、備考欄、(主)高崎渋川線バイパス3期工区管路施設補償工事32万4,000円です。

8目農業集落排水事業費、農業集落排水事業特別会計繰出金です。28節繰出金、備考欄、農業集落排水事業特別会計繰出金1億2,382万1,149円の支出です。

決算書、116、117ページ、主要事業決算状況一覧は24ページに移ります。

7款商工費1項商工費1目商工総務費、吉岡町プレミアム付商品券発行事業(繰越明許)、住宅リフォーム促進事業です。最初に、吉岡町プレミアム付商品券発行事業(繰越明許)は、19節負補交、備考欄、プレミアム付商品券発行事業補助金(繰越明許)2,759万4,692円の支出です。次に、同じく備考欄、住宅リフォーム促進事業補助金246万7,000円の支出です。

2目観光費、よしおか再発見ウォーク、観光PRの事業です。最初に、よしおか再発見ウォークの主なものは、8節報償費、備考欄、記念品8万8,075円のうち7万5,000円の支出。よしおか再発見ウォークとして、吉岡町の魅力を掘り起こす事業を実施しました。

主要事業決算状況一覧は25ページに移ります。

同目11節需用費、備考欄、観光パンフレット64万6,380円、19節負補交、備考欄、吉岡町PR事業交付金20万5,331円を主な支出として、観光PR事業を実施しました。

決算書120ページ、121ページに移ります。主要事業決算状況一覧は26ページに移ります。

8款土木費2項道路橋梁費3目道路新設改良費、町道「明小・北発地岡線」道路改良事

業としての支出です。13節委託料、備考欄、不動産鑑定業務委託料47万3,796円。決算書、122、123ページに移ります。

17節公有財産購入費、備考欄、用地買収費（単独）1,925万5,593円が主な支出となります。明治小学校の通学路である本路線を拡幅するとともに、歩道を整備する用地の買収を実施しました。

5目橋梁維持費、橋梁の長寿命化としての支出です。13節委託料、備考欄、橋梁長寿命化修繕詳細設計業務1,911万6,000円、橋梁補修設計積算・施工監理業務102万3,840円は、補修詳細設計9橋と補修工事3橋の支出です。

決算書124、125ページに移ります。主要事業決算状況一覧は27ページです。

2目都市施設費、南下城山防災公園整備事業、駒寄スマートIC大型車対応化事業、午王頭川親水公園整備事業としての支出です。最初に、南下城山防災公園整備事業の主なものは、備考欄、不動産鑑定評価時点修正業務（南下城山防災公園）、決算書126、127ページに移ります。5万4,000円、除草業務、同じく（南下城山防災公園）56万9,815円、梅林管理業務（南下城山防災公園）160万9,200円、用地買収地登録業務、同じく（南下城山防災公園）4万8,600円、土地開発公社委託事務、同じく（南下城山防災公園）262万1,825円、修正設計業務、同じく（南下城山防災公園）367万2,000円、17節公有財産購入費、備考欄、用地買収費（南下城山防災公園）1億487万3,000円が主な支出となります。土地開発公社が先行取得した公園用地の一部を買い戻し、コスト縮減を図るため修正設計を実施しました。

主要事業決算状況一覧は28ページに移ります。

次に、駒寄スマートIC大型車対応化事業としての支出。決算書125ページに戻りまして、13節委託料、備考欄、不動産鑑定評価業務委託（スマートIC）110万1,384円、決算書127ページに移ります。備考欄、スマートIC大型車対応化事業（高速道路区域外）743万1,178円、駒寄スマートIC大型車対応化事業（高速道路区域内）209万6,763円の支出が主なものとなります。

主要事業決算状況一覧は29ページに移ります。

次に、午王頭川親水公園整備事業としての支出。13節委託料、備考欄、午王頭川親水公園整備基本構想策定業務74万円となります。27年度は親水公園の基本構想策定に着手したものの。

3目下水道費、公共下水道事業特別会計繰出金としての支出。28節繰出金、備考欄、公共下水道事業特別会計繰出金1億8,282万9,035円の支出です。

決算書128ページ、129ページに移ります。

9款消防費1項消防費1目非常勤消防費、消防団デジタル無線機等整備事業としての支

出です。18節備品購入費、備考欄、消防団装備品509万7,578円は、消防防災無線は、アナログ方式からデジタル方式に移行するため、消防救急デジタル無線機等の整備を行いました。

主要事業決算状況一覧は30ページに移ります。

同日非常勤消防費、消防団運営費としての支出です。1節報償費681万5,750円、13節委託料494万円、19節負補交60万円は、消防団員に対して、報酬、各種出動委託料及び運営補助の支出です。

決算書、145、146ページに移ります。

10款教育費2項教育振興費2目教育振興費、学校給食事業特別会計繰出金が主なものとなります。28節繰出金、備考欄、駒小学校給食事業特別会計819万9,450円、明小学校給食事業特別会計繰出金592万4,200円、1児童、1人当たり1万450円を補助した。

3目学校建設費、明治小学校校舎増築事業が主なものです。13節委託料、備考欄、明小校舎増築工事設計業務委託1,921万6,000円の支出は、プールの跡地に2階建て5教室の特別教室棟の実施設計を行った。

決算書148、149ページに移ります。主要事業決算状況一覧は31ページに移ります。

3項中学校費2目教育振興費、学校給食事業特別会計繰出金が主なものとなります。28節繰出金、備考欄、学校給食事業特別会計繰出金723万4,250円、生徒1人当たり1万450円を補助した。

決算書150、151ページ、主要事業決算状況一覧は32ページに移ります。

4項社会教育費1目社会教育総務費、吉岡町・大樹町こども交流事業を主なものとしています。13節委託料237万4,174円を主な支出とします。参加者30名です。参加者の負担金は諸収入としています。

決算書160、161ページ、主要事業決算状況一覧は33ページに移ります。

5項保健体育費1目保健体育総務費、八幡山グラウンド拡張事業、社会体育館改修事業が主なもの。最初に、八幡山グラウンド拡張事業の主なものは、13節委託料、備考欄、八幡山グラウンド拡張事業（文化財事務所移転）実施設計業務委託料675万円、17節公有財産購入費、備考欄、八幡山グラウンド用地買収費5,410万5,000円、22節補償、補填及び賠償金、備考欄、八幡山グラウンド建物・立木補償6,026万9,100円の支出です。用地買収及び拡張区域内にある文化財事務所の建築設計を行いました。次に、社会体育館改修事業の主なものは、13節委託料、備考欄、社会体育館改修工事監理業務委託料432万円、15節工事請負費、備考欄、社会体育館改修工事1億6,68

2万7,600円の支出です。社会体育館の老朽化に伴い、老朽箇所の修繕、柔・剣道室の床の張りかえ、トイレのバリアフリー化等を実施した。

決算書164ページ、165ページに移ります。

6項給食センター費1目給食センター費、蒸気回転釜等改修事業が主なものです。13節委託料、備考欄、蒸気回転釜等改修工事設計業務委託108万円、15節工事請負費、備考欄、2,217万2,400円の支出です。漏水箇所の改修及び蒸気回転釜の更新工事を実施しました。

決算書、166、167ページに移ります。

12款公債費1項公債費5億5,481万4,255円の支出は、元金、利子合わせての償還のための支出です。

決算書168、169ページに移ります。

14款予備費1項予備費1目予備費の支出はありません。

歳出合計、支出済額67億3,761万407円。

歳入歳出差し引き額3,290万2,595円です。

以上、決算について、主要事業決算状況一覧とあわせて説明いたしました。

なお、一般会計主要事業決算状況一覧の33ページの次に、ページのないものは、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）（地域消費喚起・生活支援型）事業（繰越明許）の再掲となっていますので、あわせて参考にしてください。よろしくお願いたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成27年度吉岡町一般会計歳入歳出決算につきまして、平成28年8月8日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された一般会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（岸 祐次君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

岩崎議員。

〔11番 岩崎信幸君発言〕

11番（岩崎信幸君） 決算書ではなくて、こちらのほうが説明しやすいので、平成27年度決算参考資料、ページ数が26ページ、道路新設改良費、新規、町道明小・北発地岡線道路改良事業1,384万1,570円についてお尋ねいたします。これに関しましては、昨年度から用地買収で、今年度から事業という形で承っておりますが、この平成27年度は用地買収606.88平方メートル実施したと述べております、書いております。これに関しては全戸数ではないと思うわけでございますが、そこら辺の戸数と進捗状況をお尋ねいたします。

議長（岸 祐次君） 高田産業建設課長。

〔産業建設課長 高田栄二君発言〕

産業建設課長（高田栄二君） 町道明小・北発地岡線の用地買収の件で、全員の方の用地の買収が済んでおらないのではないかとのお尋ねでよろしいですかね。用地買収については今現在、ほぼ終わっているという認識でおります。今年度に入りまして終わっております。また、補償の一部が終わっていないというところになっております。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第1号は、予算決算常任委員会に付託します。

ここで昼食休憩をとります。再開を午後1時といたします。

午前11時46分休憩

午後 1時00分再開

議長（岸 祐次君） それでは、会議を再開します。

日程第11 認定第2号 平成27年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定 について

議長（岸 祐次君） 日程第11、認定第2号 平成27年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

認定第2号 平成27年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしく審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 守田会計課長。

〔会計課長 守田 肇君発言〕

会計課長（守田 肇君） それでは、決算書の173ページから説明いたします。

実質収支に関する調書、歳入総額1億1,271万5,324円、歳出総額1億1,20万1,822円、歳入歳出差し引き額、実質収支額同額の51万3,502円です。

次の174、175ページをお願いいたします。

平成27年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算書、歳入。

176、177ページはその歳出です。

178、179ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

180、181ページから説明いたします。

1款1項給食費納入金、収入済額9,101万6,030円、教職員給食費567万690円、給食センター給食費81万円、児童生徒給食費8,429万3,850円、過年度分25万4,740円となっています。不納欠損額ゼロ。収入未済額20万8,700円です。

成果説明書、162ページ、(3)に給食費の収納状況があります。現年度分20万8,700円、27人、24戸、過年度分(17年度から26年度)25万4,740円、5人、4戸となっています。

決算書、180、181ページに戻りまして、2款1項繰入金、収入済額2,135万7,900円ですが、1人年間5,500円から1万450円に増額です。一般会計繰入金として、明治小学校分、駒寄小学校分、吉岡中学校分が繰り入れられています。

3款1項繰越金、収入済額25万8,094円。前年度の繰越金です。

4款1項雑入、収入済額8万3,300円です。

歳入合計、収入済額1億1,271万5,324円、収入未済額46万3,440円です。

182、183ページは、事項別明細書総括の歳出です。

184、185ページをお願いいたします。

歳出、1款1項学校給食費、支出済額1億1,220万1,822円です。

1款1項1目学校給食費1億1,220万1,822円は、給食用食材費です。

歳出合計、支出済額1億1,220万1,822円、不用額268万4,178円、歳入歳出差し引き額51万3,502円です。

以上、説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議 長(岸 祐次君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

[代表監査委員 落合一宏君登壇]

代表監査委員(落合一宏君) ご報告申し上げます。

平成27年度吉岡町学校給食事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成28年8月9日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された学校給食事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議 長(岸 祐次君) ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議 長(岸 祐次君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第2号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第12 認定第3号 平成27年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長(岸 祐次君) 日程第12、認定第2号 平成27年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長(石関 昭君) 説明申し上げます。

認定第3号 平成27年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての

提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

以下、詳細につきましては会計課長より説明させますので、審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 守田会計課長。

〔会計課長 守田 肇君発言〕

会計課長（守田 肇君） それでは、決算書の189ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額3億2,034万1,549円、歳出総額3億2,004万1,549円、歳入歳出差し引き額、実質収支額、同額の30万円です。

190ページ、191ページをお願いいたします。

平成27年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書、歳入、歳出について事項別明細書で説明いたします。

194ページをお願いいたします。

歳入歳出事項別明細書総括表の歳入となっています。

196ページに移ります。

1款分担金及び負担金1項負担金、収入済額1,500万3,672円、これは受益者負担金と維持管理分担金の合わせた額です。収入未済額743万4,010円は、受益者負担金の現年度分93万1,180円と、滞納繰越分650万2,830円です。

2款使用料及び手数料1項使用料、収入済額1億656万2,332円。収入未済額437万54円、現年度分53万2,690円と滞納繰越分383万7,364円の合わせた額となっています。

3款国庫支出金1項国庫補助金、収入済額234万円、社会資本整備総合交付金ですが、内訳は成果説明書163ページから164ページに記載されていますので、ご確認ください。補助率50%事業で、期間延伸申請図書作成業務委託、枝線国庫舗装本復旧工事の実績です。

決算書196、197ページに戻っていただきまして、4款県支出金1項県補助金、収入済額10万円です。単独事業費の3%補助です。

5款繰入金1項繰入金、収入済額1億8,282万9,035円です。一般会計8款土木費4項都市計画費3目下水道費、繰入金からの受け入れです。

6款繰越金1項繰越金、収入済額30万円、前年度の繰越金です。

7款諸収入1項延滞金加算金過料、収入済額22万9,910円ですが、決算書198、199ページに移ります。

過料としての収入です。過料の主なものは、宅地内排水設置工事に伴う届出書類未提出の件です。2項雑入、収入済額45万6,600円。主なものは、県道工事に伴う補償金31万円です。

8款町債1項町債、収入済額1,250万円。公共下水道事業債として公共下水道事業債(補助分210万円)です。単独分、同じく210万円です。流域下水道事業債(補助分830万円)の合わせたものです。

成果説明書165ページをごらんください。上の表が地方債発行高27年度は、1,250万円、下の表は地方債借入先別及び利率別現在高です。

続きまして、歳出に移ります。

200、201ページは、総括の歳出です。

202、203ページをお願いいたします。

1款1項下水道費、支出済額1億152万9,238円の支出済額は、1目総務管理費2,079万1,890円、2目管渠管理費5,709万6,872円。

決算書204、205ページに移ります。

3目建設費2,364万476円ですが、主なものは変更認可設計及び都市計画決定図書作成業務委託、不用額895万8,524円は、委託料と請負工事費の不用額です。成果説明書の163ページから164ページで、工事等の状況をご確認ください。

2款公債費、支出済額2億1,851万2,311円は、元金・利子の償還金です。

決算書の206、207ページに移ります。

3款予備費、支出済額ゼロ円。

歳出合計、支出済額3億2,004万1,549円、不用額1,362万451円です。

歳入歳出差し引き残額30万円です。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

議長(岸 祐次君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

[代表監査委員 落合一宏君登壇]

代表監査委員(落合一宏君) ご報告申し上げます。

平成27年度吉岡町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成28年8月9日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された公共下水道事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関

係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（岸 祐次君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 196ページですけれども、分担金及び負担金の中での受益者負担金、それから下水道使用料、ここについての収入未済、いわゆる滞納繰り越し分ですけれども、まだ多額な額が残っておりますけれども、これについての今後の見通しについてお尋ねをします。

議長（岸 祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） まず、第1点、分担金関係の滞納関係の問題でございますが、まだ多額の金額があるということで、これにつきましては、認可した区域、この中で本来であればつなぎ込みをしていただくということでございますが、なかなか浄化槽から転換というのがスムーズに進まないということで、これにつきましては広報、あるいは直接ということで地域そのものに広報活動ということでしていきたいと考えております。

それから、2点目、使用料及び手数料、これの滞納分でございます。これにつきましては、現在750名ほどの方が対象となっておりますわけですが、これにつきましては、年4回の督促、そういったことで使用料の公平を損なうことのないように徴収してまいりたいということで考えております。

以上でございます。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 多額でありまして、また件数も多いようでありますけれども、所在不明とか、そういうものの中にはあろうかと思うのですけれども、将来的に不納欠損になる可能性のあるものというのはどのぐらいありますか。

議長（岸 祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） これにつきましては、まだ詳細について件数、それから金額等については、今後詰めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 詳細については詰めていくという話なのですけれども、ちょっと心配するのは、結果的に多少おくれることはやむを得ないと思うのですけれども、不納欠損になる可能性があるのではないかということがやはり心配されるのですけれども、おくれても入ってくれば問題ないと思うのですけれども、その見通し、今後の見通しで、ここはもう営業もしていない、営業だったり、営業もしていませんであったり、住んでもいませんとか、というところとなれば、その問題を先送りしているだけなのですけれども、可能性として、入ってくるのであればそれはそれでいいのですけれども、私はこの中にはもう実際に実態としてもうないんだというものもあるんだと思うんですよね。その辺の数字なのですけれども、これまで決算委員会の中では随分その点について質問も出ていると思うのですけれども、見通しというのも、これだけあるけれども、でもそのもう、皆さんのつかんでいる中で、実態としてもう、この人はもういないんだと、その事業所もないんだと、事業所がなくて、そういうところは人に売られていて、その実態がないというようなものもあると思うんですよね。その辺がどういうふうになっているかと、これから調査するというのはちょっと遅いので、これはもう前年度の決算委員会の中でも議論されている問題だと思うのですけれども、1年前はもう少しそこから踏み込んだ回答で出ていると思うのですけれども、もう少しわかる、そんなふうだとね、いつになってもこれは回収できませんから。でも、回収できないならもうできないというふうに見ているというものがどの程度なのかということを確認したいのですけれども。もう一度わかる回答をお願いします。

議長（岸 祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 今議員がおっしゃられるように、確かに滞納されている方の中には、もうお亡くなりになり、名義的にはお亡くなりになっている方、あるいは連絡がつかない方、そういった方もあるということは事実でございます。こういったものについてしっかりと整理をして件数等の洗い出しということでして、不納欠損だとかということでまたお願いするかと思います。

以上でございます。

議長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第3号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第13 認定第4号 平成27年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 認定について

議長（岸 祐次君） 日程第13、認定第4号 平成27年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

認定第4号 平成27年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしく審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 守田会計課長。

〔会計課長 守田 肇君発言〕

会計課長（守田 肇君） それでは、決算書211ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額23億9,471万203円、歳出総額23億3,162万5,457円、歳入歳出差し引き額、実質収支額同額の6,308万4,746円です。

212、213ページは、平成27年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書、歳入です。

214、215ページは歳出です。

216、217ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

218、219ページの事項別明細書をごらんください。

1款1項国民健康保険税、収入済額4億9,905万2,084円、不納欠損額1,086万497円、収入未済額1億2,415万131円です。

町の国民健康保険事業、いわゆる国保の財源は、国（定率国庫負担金32%、調整交付金9%、県調整交付金9%）の合わせて半分と、保険料その他の交付金等半分で成り立っています。

保険税は、一般被保険者と退職被保険者からなり、医療給付費、後期高齢者支援金分、

介護納付金分と分けられ、その現年課税分と滞納繰り越し分で、それぞれ6節からの区分となっています。不納欠損額の年次推移は、資料番号6の2ページでご確認ください。収入未済額の該当者は、381世帯となっています。

また、主要施策の成果説明書170ページからの国保税、①国民健康保険税（一般・退職）、次の表は、賦課割合（現年度・一般医療分）、次の表、賦課割合（現年度・一般支援金分）、次の表、賦課割合（現年度・介護分）となっています。

成果説明書167ページをごらんください。

国保加入世帯数及び被保険者数（年間平均）は、平成20年から平成27年度まで徐々に減少しています。特に27年度は、世帯数、被保険者とも急減少となっている要因は、短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大によるものと考えられます。

決算書220、221ページに戻りまして、2款1項一部負担金、収入済額はゼロです。

3款1項手数料、収入済額13万2,245円は督促手数料です。

4款国庫支出金、収入済額3億8,694万8,528円ですが、1項の国庫負担金、療養給付費負担金、介護納付金負担金、後期高齢者医療費支援金負担金のそれぞれ現年度分を合わせて3億7,211万5,305円。

222、223ページに移ります。

2項国庫補助金、収入済額9,675万8,000円。内訳は、1目1節普通調整交付金8,568万1,000円、2節特別調整交付金1,107万7,000円です。調整交付金の7%分、2%分となっています。1項、2項を合わせて国庫支出金額となります。

5款1項療養給付費交付金、収入済額5,146万9,000円。

6款1項前期高齢者交付金、収入済額4億1,367万9,202円。

7款県支出金、収入済額1億2,276万4,223円。1項県負担金、高額医療費共同事業1,230万5,223円、国、県ともに4分の1ずつの負担金で同額となります。特定健康診査等負担金252万8,000円、国、県同額となっています。

2項の県補助金1億793万1,000円、内訳は、1目財政健全化補助金500万2,000円、2目財政調整交付金1億290万9,000円、2目は県財政調整安定化交付金、県財政調整化支援交付金を合わせた額です。

主要施策の成果説明、171ページには、国県支出金等の推移が記載されています。ご確認ください。

決算書224、225ページに戻りまして、8款1項共同事業交付金、収入済額5億2,367万4,597円、保険財政共同事業交付金は、1節高額医療費共同事業交付金4,405万1,647円（1件80万円）、国、県ともに4分の1の負担。2節保険財政共

同安定化事業交付金4億7,962万2,950円(1件1円)から各市町村からの拠出金を財源としています、を合わせた額。

9款1項財産運用収入、収入済額13万8,019円、国保基金利子です。

10款1項の他会計繰入金、収入済額1億2,985万3,246円、一般会計からの繰入金ですが、保険基盤安定繰入(保険税軽減分)6,536万6,660円、保険基盤安定繰入3,601万8,422円、職員給与費等繰入金12万4,085円、出産育児一時金等繰入金501万8,667円、財政安定化支援事業繰入金1,823万6,000円と、その他一般会計繰入金として508万9,412円、福祉医療実施に伴う国庫負担金削減分、いわゆる福祉ペナルティー分の合わせた額です。2項基金繰入金については、収入済額ゼロです。

11款1項繰越金、収入済額1億6,233万4,048円、前年度繰越金です。

12款諸収入、収入済額789万3,011円。1項延滞金及び過料、収入済額558万4,421円。2項の預金利子については、収入済額ゼロです。3目雑入7,806円、交通事故等第三者納付金、一般被保険者返納金10万1,694円、不当利得等による返納金。

228ページ、229ページに移ります。

5目雑入、収入済額1万9,265円、雑入です。

歳入合計、収入済額23億9,471万203円、不納欠損額1,086万497円、収入未済額1億2,415万131円です。

230ページ、231ページは、総括としての歳出です。

232ページからの事項別明細書をごらんください。

1款総務費、支出済額754万3,226円。1項総務管理費、支出済額606万6,085円。2項徴税费、支出済額123万9,401円。3項運営協議会費、支出済額2万6,060円。4項趣旨普及費、支出済額21万1,680円。

234、235ページに移ります。

2款保険給付費、支出済額13億4,847万7,267円。1項療養諸費、支出済額11億8,904万1,444円。2項高額療養費、支出済額1億5,100万4,253円。

236、237ページに移ります。

3項の移送費、支出済額ゼロ。

4項出産育児諸費、支出済額753万1,570円。5項葬祭費、支出済額90万円。

成果説明の172ページをごらんください。

①療養給付費の年度別の費用額等となっています。

成果説明書174ページ、⑤出産育児一時金、年度別に件数、支給額等となっています。

⑥葬祭費、⑦高額療養費支出額、一般・退職。

成果説明、177ページ。

⑧療養諸費、療養給付費と療養費を合わせての額となります。保険者負担分月別別表、一般と退職を年度ごとに推移が記載されております。⑧の表の合計値は、審査手数料416万7,108円を除いております。

決算書、236、237ページに戻りまして、3款1項後期高齢者支援金、支出済額2億7,374万3,687円。

決算書238、239ページに移ります。

4款1項前期高齢者納付金、支出済額18万8,905円。

5款1項老人保健拠出金、支出済額9,356円は、老人保健の制度終了に伴う給付の精算によるものです。

6款1項介護納付金、支出済額1億844万7,636円。

240、241ページに移ります。

7款1項共同事業拠出金、支出済額5億3,250万8,367円。

8款1項特定健康診査等事業費、支出済額2,042万2,873円。

決算書、242、243ページに移ります。

2項保健事業費514万5,598円。1項2項合わせて2,042万2,873円です。

成果説明書169ページ下段に27年度の構成比率が記載されております。

歳出の主な項目を年度別に一覧として記載してあります。その構成比は、保険給付費が57.83%、次に後期高齢者支援金11.74%、共同事業拠出金が22.84%となっています。

決算書242ページに戻りまして、9款1項基金積立金、支出済額ゼロ円です。

10款1項公債費、支出済額ゼロ円です。

244、245ページに移ります。

11款諸支出金、支出済額4,028万4,140円は、1項償還金及び還付加算金、支出済額4,021万5,944円と、2項指定公費負担医療費立替金6万8,196円となります。1項3目23節3,935万3,544円は、国庫、県支出金償還金合わせの金額です。事業の精算に伴う償還です。2項指定公費負担医療費立替金、支出済額6万7,466円です。前期高齢者の2割負担の1割分を立てかえていたことからの支出です。

12款1項予備費、支出済額ゼロ円です。

歳出合計、支出済額23億3,162万5,457円、不用額1億8,933万543円。

歳入歳出差し引き残額につきましては、6,308万4,746円です。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成27年度吉岡町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成28年8月9日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、ご報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された国民健康保険事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（岸 祐次君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第4号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第14 認定第5号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議長（岸 祐次君） 日程第14、認定第5号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

認定第5号 平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 守田会計課長。

〔会計課長 守田 肇君発言〕

会計課長（守田 肇君） それでは、決算書249ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額1億5,595万3,888円、歳出総額1億5,585万3,888円、歳入歳出差し引き額、実質収支額同額の10万円です。

次の250ページ、251ページをお願いいたします。

平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書、歳入。

252、253ページは歳出です。

254、255ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。256、257ページからの事項別明細書で説明いたします。

1款1項分担金、収入済額174万円、小倉地区、北下・南下地区一括納付分としての収入です。

2款1項使用料、収入済額2,995万1,939円、収入未済額105万1,946円、内訳は、1節現年度分27万6,686円、25件が該当、滞納繰越分77万5,260円、25件が該当です。

3款1項繰入金、収入済額1億2,382万1,149円、一般会計からの繰り入れです。

4款1項繰越金、収入済額10万円、前年度の繰越金。

5款1項諸収入、収入済額34万800円、主なものは東京電力からの放射能賠償金で、検査委託料32万5,620円です。

歳入合計、収入済額1億5,595万3,888円、収入未済額105万1,946円です。

続きまして、258、259ページは、総括の歳出です。

260、261ページの事項別明細書をお願いいたします。

1款1項農業集落排水事業費、支出済額6,363万5,756円。1目総務管理費2,241万2,901円。2目施設管理費4,122万2,855円、13節委託料1,593万8,504円、施設維持のための各業務委託。15節工事請負費1,574万8,722円です。成果説明書180、181ページに、工事实績の表のとおりであります。

決算書の262、263ページに移ります。

2款1項公債費、支出済額9,221万8,132円、元金・利子のそれぞれの償還です。

3款予備費、支出済額ゼロです。

歳出合計、支出済額1億5,585万3,888円、不用額488万1,112円です。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成27年度吉岡町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成28年8月9日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された農業集落排水事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（岸 祐次君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） これについて、まず1款、2款、両方同じ考え方なのですけれども、分担金及び負担金、そして2款の使用料及び手数料というところで、予算現額と収入済額なのですけれども、幅が随分あるのですけれども、結果として町が見込んでいた数よりも件数が少なかったということで、予算から見て現額がそこまで届かなかったと。数が少なかったと。これでいいますと、分担金ですからそれだけの予定していた数よりも、戸数というのですかね、少なかったということなのですけれども、ここには担当課とすると、これは連動しますけれども、1、2、ありますけれども、これはどういう原因で、町が思っているほど進まなかったというふうに思っていますか。そして、また今後の見通し、また考え方についてもどういう考えを持っているかお尋ねするものであります。

議長（岸 祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） まず、1点目の分担金の関係でございますが、本年度174万円という決算でございます。これにつきましては、新規のつなぎ込み6件だけということで、当初は町の考えていたつなぎ込みより少ないということで、これにつきましては、ご指摘のように、見込みより大分少なかったということで、今後こちらにつきましても、まだ接続されていない地域がございますので、そういったところに周知ということでしながら、積極的なつなぎ込みのお願いをしていきたいと思っております。

それから、2番の使用料及び手数料関係でございます。こちらにつきましても見込みが少ないということでございますが、こちらにつきましても、当然つなぎ込みが予定より少ないということで、見込みを達成できなかったというようなことになっております。今後なかなか難しい点もございますが、該当の地区におきましては、組合等を通しましてお願いをしていきたいということで考えております。

以上でございます。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） 町に住宅リフォーム助成制度というのがありますけれども、これ等を使いますと、町からのそれなりの補助がありますけれども、ただ話をしているだけじゃなくて、こういう制度の活用とあわせてという話を、そのつなぎ込みの該当する人たちに、どの程度この話もしているかということも大きなポイントになろうかと思うのですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

議長（岸 祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 今お話のありましたリフォームの補助の関係でございますが、リフォームの補助事業との関連性ということで、セットでのお願いというようなことは現状ではしておりません。そういったことも含めて今後検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

議長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） この件について、前の決算委員会でも指摘をしているかと思うのですが、ぜひこのことは、町には制度と、ただつないでくれ、つないでくれじゃなくて、こういう制度があると割安になりますよということですから、その活用と、町長、よろしいですか、1点お伺いして。こういうのでは町が率先して何とかつなぎ込みもそこまでやっていきたいということであれば、この件については、ほかの一般的な補助制度よりも、金額じゃなくて割合を少しふやして、補償割合ですね。今10%でしたかね。これを2

0%にするとか、30%にするとかとって、今つなぎ込みをすると得なんだなというようにも考えてやっていけば、私はこのつなぎ込みというのももっと進んでいくのではないかと思うのですけれども、その辺の町長、考えはいかがでしょうか。

議 長（岸 祐次君） 町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） このつなぎ込みの件は、再三言われておるのですけれども、また私のほうもぜひつないでくれということは日ごろ言っております。今課長が言うとおりののですけれども、今小池議員のほうから、もっと補助金を出してつなぎ込んでいったらいかがですかというのも1つの案かなというように私も思っておりますが、1つのこの集落農業排水をつくるときには、これこれ1件当たりのつなぎ込みにはこれですよということで計算をして、いわゆる上野田地区、北下・南下地区、小倉地区、小倉地区についてはちょっと安くなっているのかなというように思っておりますが、そういう件数からもいって、いろんなものを加味した中で、いわゆる計算を立てているというのが実態ではないのかなというように私も思っております。

そういったことで、今議員が言われる、補助金割合をちょっと高くすれば、もっと入ってくれる人が多いんじゃないかということですが、なかなかそこまではいかないのかなというようにも思っておりますし、また一般のうちを建てる時には、この制度ができる前に建ったうちがあると。そうすると、また合併浄化槽はそのところで組み込んであるということの中においては、割合そういったうちはこれがぶっ壊れるまでとかなんとかという、そういうあれもあるんじゃないかなと。逆に昔の使っていたトイレなんかのあれなんかは、割合早くつなぎ込んでいただいていると。また、新しくうちを建てて浄化槽をつくったうちについては、割合それが壊れるまで我慢しよう。つなぎ込みをよそうというのが、今この補助率を出せばつなぎ込んでということではなく、そういったほうが多いのではないかなというように思っておりますが、町は町として努力していきたいというように思っております。

議 長（岸 祐次君） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第5号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第15 認定第6号 平成27年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長（岸 祐次君） 日程第15、認定第6号 平成27年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特

別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長(石関 昭君) 説明させていただきます。

認定第6号 平成27年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

詳細につきましては会計課長をして説明させますので、ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長(岸 祐次君) 守田会計課長。

[会計課長 守田 肇君発言]

会計課長(守田 肇君) それでは、決算書の267ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入歳出総額同額の396万6,338円です。実質収支額はゼロです。

268ページ、269ページは、平成27年度住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算書の歳入です。

270、271ページは、その歳出です。

272ページ、273ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

274、275ページから説明いたします。

1款1項貸付事業収入、収入済額389万5,338円、1節貸付金元金回収金現年度分、収入済額91万6,547円、収入未済額29万7,001円です。1件が該当しております。2節貸付金元金回収金過年度分、収入済額239万6,392円、収入未済額9,986万834円です。42件が該当しております。3節貸付金利子回収金現年度分、収入済額9万4,301円、収入未済額1万6,491円です。1件。4節貸付金利子回収金過年度分、収入済額48万8,098円、収入未済額1,996万4,953円ですが、42件が該当です。不納欠損額はゼロです。

成果説明書183ページからは、貸付金及び貸付金財源等の年度別調書となっています。

189ページが貸付金元金利子の現年度分、過年度分、繰上償還としての総括表となっております。

決算書274ページ、275ページに戻りまして、2款1項1目民生費県補助金、収入

済額7万1,000円です。

歳入合計、収入済額396万6,338円、収入未済額1億2,013万9,787円です。

続きまして、276、277ページは、総括としての歳出です。

次の278、279ページをお願いいたします。

1款1項1目総務管理費、支出済額9万5,378円。

2款1項1目元金、支出済額157万7,565円は元金償還金。2目利子、支出済額17万7,459円は利子償還金です。

3款1項1目一般会計繰出金、支出済額211万5,936円は、一般会計への繰出金です。

4款1項1目予備費、支出済額ゼロです。

歳出合計、支出済額396万6,338円。

歳入歳出差し引き残額ゼロです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成27年度吉岡町住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成28年8月9日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された住宅新築資金等貸付事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議長（岸 祐次君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） これも諸条件で厳しいところあるかと思うのですが、危惧されるの

が、将来的にはこれがどういうふうになっていくかということが危惧されるわけなのですが、今後の見通しというのですかね、最終的には心配されるのは、最終的にはどういう着地点を探して、どういう形で着地するのかというのが、ちょっと心配をされるのですけれども、これまでの経過、そして今後の見通し、そして最終的にはどういうふうな形で決まりをつけていくのかというのが、ちょっと私たちにも見えにくいのですけれども、どういう考えを持っているのか。最終的には、なるほど、こうなるのかというのがもう少しわかってくるといいのですけれども、額も大きいものですから、その辺についてのお考えをお聞きしたいと思いますけれども。どなたでも結構です。

議 長（岸 祐次君） 中島町民生活課長。

〔町民生活課長 中島 繁君発言〕

町民生活課長（中島 繁君） こちらのほうにつきましては、引き続き導入をいただくように努力のほうはしてまいりたいと思っております。また、どうしても納入できない方といいますか、不納欠損になるような場合には、要件等該当するか、そういったものを照らし合わせながら納入をいただくような形で進めていきたいと思っております。

以上です。

議 長（岸 祐次君） 小池議員。

〔15番 小池春雄君発言〕

15番（小池春雄君） ちょっと真綿でくるんだような、大事に大事にしている答えでね、そこから1歩も出ないんですよ。そうすると、どうなるかが全く見えないんですよ。でも、その聞きたいのは、今の実態がどうなんだと。そして、今後においてはどうしていくのかと。まさかこのまま20年も30年も引きずって行って、後でわからなくしちゃえばいいやという考えではないと思うんですよ。でもどこかでちゃんとしたけりをつけるということになるんだと思うんですよ。だから、その辺が見えてこないのですけれども、今の実態がどうでということをもう少しわかりやすく説明をして、だから後はこういうふうにしていくのですと、結果的にはこうなりますというところを聞きたいんですよ。ただその問題の先送りじゃなくて、そこをどういうふうに考えているかをお尋ねしているので、同じ回答を得たくないものですから、もう少し理解できる回答を得たいと思うのですけれども。実態はどうなっているかということも含めて、だからこの実態はこういう実態だから今後どうしていくということをもう少しはっきりと言っていただければと思いますけれども。

議 長（岸 祐次君） 石関町長。

〔町長 石関 昭君発言〕

町 長（石関 昭君） 毎年小池議員のほうからは、この件について質問をいただいているわけなのですが、これを見ていただくとおり、歳入で入っている部分も毎年あるかと思っ

ております。そういった面におきましては、いわゆる不納欠損にはなかなかできないのかなというように思っております。いつまでこれが続くんたということですが、それはそれとして、もう貸し出しのあれは一応終わって、これは入だけのものになっているということで、そのなってからもう何年かたっているということではございますが、毎年努力をしていただきまして、歳入をしていただいている人がいるというようなことに相なれば、これも当分の間、こういった形でやっていかなければならないのかなというように思っております。

だが、しかし、いわゆるそういう人が亡くなったとか、いろんな保証人になっていた方が亡くなったとか、いろんなことになれば、いわゆる不納欠損みたいな形になっていくのかなというようには思いますけれども、今のところはここにもありますように、不納欠損はゼロということに相なっているということに相なれば、努力して入れていただいているということを考えれば、当分この間、続けていかなければならないのかなというように私も思っております。

議 長（岸 祐次君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第6号は、総務常任委員会に付託します。

日程第16 認定第7号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定 について

議 長（岸 祐次君） 日程第16、認定第7号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

認定第7号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

詳細につきましては会計課長をして説明させますので、審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 守田会計課長。

[会計課長 守田 肇君発言]

会計課長(守田 肇君) それでは、決算書283ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額13億594万7,116円、歳出総額12億7,916万6,706円、歳入歳出差し引き額、実質収支額同額の2,678万410円です。次の284、285ページをお願いいたします。

平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書、歳入。

286、287ページは、その歳出です。

284、285ページは、歳入歳出事項別明細書総括の歳入です。

次の288、289ページは、歳入歳出事項別明細書の歳入の総括です。

290、291ページから説明いたします。

1款保険料1項介護保険料、収入済額3億1,773万3,200円、不納欠損額116万4,700円、収入未済額345万7,400円。1目第1号被保険者保険料1節現年度分特別徴収保険料、年金からの天引き。収入未済額のマイナスは、死亡等による保険料の戻し入れです。該当者は9人です。2節現年度分普通徴収保険料、収入済額2,164万6,800円、収入未済額209万7,700円。現年54人、現年過年1人が該当です。

成果説明書192ページの下段の(2)徴収額が、25年度から27年度までの一覧となっています。

決算書290、291ページに戻っていただきまして、2款国庫支出金1項国庫負担金、収入済額2億4,038万4,306円、現年度分介護給付費負担金。2項国庫補助金、収入済額4,156万2,070円。内訳は、1目調整交付金、2目地域支援事業交付金(介護予防事業)、3目地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)、4目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)。

292、293ページに移ります。

5目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)です。存目のみ、6目事業費補助金です。

3款支払基金交付金1項支払基金交付金、収入済額3億4,789万8,431円、内訳は、1目介護給付費交付金3億4,499万6,431円、2目地域支援事業支援交付金290万2,000円です。

4款県支出金1項県負担金、収入済額1億7,452万4,121円、現年度分介護給付費負担金です。2項県補助金、収入済額404万9,070円。1目地域支援事業交付金(介護予防事業)36万8,619円。2目地域支援事業交付金(包括的支援事業・任意事業)336万7,496円。3目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業)。

事業) 31万2,955円。

294、295ページに移ります。

4目地域支援事業交付金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)ゼロ。

5款財産収入、収入済額2万9,368円、これは基金利子です。

6款繰入金、収入済額1億7,114万3,900円。1項一般会計繰入金1目介護給付費繰入金、収入済額1億5,295万3,365円。2目地域支援事業繰入金(介護予防事業)36万8,123円。3目地域支援事業繰入金(包括的支援事業・任意事業)336万7,496円。4目その他一般会計繰入金1,442万4,761円は、一般事務費繰入金です。5目地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業)31万2,955円。6目地域支援事業繰入金(介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)ゼロです。7目低所得者保険料軽減繰入金171万7,200円。

7款繰越金581万7,777円、前年度の繰越金です。

8款諸収入1項延滞金、加算金及び過料、収入済額ゼロです。2項雑入、収入済額80万4,873円。1目雑入48万3,734円は、渋川地域介護認定審査会精算金、その他返還金です。2目第三者納付金、収入済額32万1,139円、交通事故等の第三者からの納付金です。

歳入合計、収入済額13億594万7,116円、不納欠損額116万4,700円、収入未済額353万1,619円です。

298、299ページは、総括の歳出です。

300、301ページをお願いいたします。

1款総務費、支出済額1,465万761円、内訳は1項総務管理費91万2,087円。2項徴収費45万3,600円。3項介護認定審査会費162万3,264円。4項趣旨普及費18万6,408円。特に27年度は、第6期事業運営期間の1年目です。

2款保険給付費、支出済額12億2,401万1,520円、内訳は、1項1目居宅介護サービス給付費5億4,059万8,699円、2目特例居宅介護予防サービス給付費ゼロ、該当なし。

302、303ページに移ります。

3目3目地域密着型介護サービス給付費1億4,762万4,264円。4目、6目は、支出済額ゼロです。5目施設サービス給付費3億7,573万1,632円。7目居宅介護福祉用具購入費112万1,136円。8目居宅介護住宅改修費268万772円。9目居宅介護サービス計画給付費5,381万4,021円。10目特例居宅介護サービス計画給付費ゼロ。2項介護予防サービス等諸費支出済額4,686万3,205円、内訳は、1目介護予防サービス給付費3,797万2,998円、2目、3目、4目は支出済

額ゼロ、5目介護予防福祉用具購入費25万7,391円、6目介護予防住宅改修費271万3,496円。

306、307ページに移ります。

7目介護予防サービス計画給付費591万9,320円。8目特例介護予防サービス計画給付費ゼロ。3項その他諸費1目審査支払手数料、支出済額104万5,380円。4項高額介護サービス費、支出済額1,887万7,294円。内訳は、1目高額介護サービス費、支出済額1,881万6,077円。2目高額介護予防サービス費、支出済額6万1,217円。5項高額医療合算介護サービス等費、支出済額241万9,777円。内訳は、1目高額医療費合算介護サービス費237万333円、2目高額医療費合算介護予防サービス費4万9,444円。

308、309ページに移ります。

6項特定入所者介護サービス等費、支出済額3,323万5,340円。内訳は、1目特定入所者介護サービス費3,319万8,450円、3目特定入所者介護予防サービス費3万6,890円、2目、4目ゼロです。

4款地域支援事業費、支出済額2,271万7,841円。1項介護予防事業、支出済額294万4,985円。

310、311ページに移ります。

2項包括的支援事業・任意事業費、支出済額1,726万9,211円。3項介護予防・生活サービス事業費245万7,237円。

312、313ページに移ります。

5項包括的支援事業・任意事業費ゼロ。6項その他諸費2,337円、審査支払手数料です。

成果説明書、194、195ページをごらんください。

まず、194ページ、3、給付状況として、(1)居宅介護(介護予防)サービス受給者数、(2)施設介護サービス受給者数、(3)地域密着型サービス受給者数。

195ページは、(4)予防給付費と介護給付費の給付比率、(5)要介護者の給付内容と給付費が一覧となっていますので、ご確認ください。

決算書312、313ページに戻りまして、5款基金積立金、支出済額957万3,000円。

6款諸支出金1項償還金及び還付金、支出済額792万7,584円。内訳は、1目第1号被保険者保険料還付12万1,700円、2目償還金780万5,884円、事業の精算に伴い国庫に返還。2項の繰出金、支出済額28万6,000円、一般会計に繰り出ししています。渋川、吉岡、榛東の広域でつくる介護認定審査会の平成26年度の精算に

よる戻し入れがあったためです。

7款1項予備費、支出済額ゼロです。

歳出合計につきましては、支出済額12億7,916万6,706円、不用額86万4,000円です。

歳入歳出差し引き残額2,678万410円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長(岸 祐次君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

[代表監査委員 落合一宏君登壇]

代表監査委員(落合一宏君) ご報告申し上げます。

平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成28年8月9日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された介護保険事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議 長(岸 祐次君) ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議 長(岸 祐次君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第7号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第17 認定第8号 平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

議 長(岸 祐次君) 日程第17、認定第8号 平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町 長(石関 昭君) 説明申し上げます。

認定第8号 平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定についての提案理由を申し上げます。

地方自治法第233条第3項の規定により、平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

以下、詳細につきましては会計課長をして説明させますので、よろしく審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 守田会計課長。

〔会計課長 守田 肇君発言〕

会計課長（守田 肇君） それでは、決算書の317ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書、歳入総額1億6,095万1,219円、歳出総額1億5,779万519円、歳入歳出差し引き額、実質収支額同額の316万700円です。

318、319ページをお願いいたします。

平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算書、歳入です。

320、321ページはその歳出となります。322、323ページは歳入歳出の事項別明細書、総括、歳入です。

324ページからの事項別明細書で説明いたします。

1款1項後期高齢者医療保険料、収入済額7,335万1,500円、不納欠損額ゼロ、収入未済額31万6,100円です。1目特別徴収保険料1節現年度分特別徴収保険料マイナス5万9,400円は死亡等での戻し入れがあり、18人が該当しております。2目普通徴収保険料1節現年度分普通徴収保険料37万5,500円の収入未済額は、該当者6人です。

2款繰入金1項一般会計繰入金、収入済額3,866万9,784円。1目事務費繰入金889万7,924円は広域連合事務費負担金。2目保険基盤安定繰入金2,977万1,860円。2項他会計繰入金、収入済額ゼロです。

3款1項繰越金、収入済額270万9,100円、前年度の繰越金です。

4款諸収入1項1目、2目、延滞金、過料、収入済額ゼロです。

320、321ページに移ります。

2項償還金及び還付加算金1目保険料還付金、収入済額4万1,800円、2目還付加算金、収入済額2,300円。3項預金利子、収入済額ゼロ。4項受託事業収入、収入済額502万7,800円、後期高齢者医療広域連合受託事業収入。5項雑入、収入済額62万1,935円。1目から4目まではゼロです。5目人間ドック補助金34万円、これは17人が該当です。6目雑入28万1,935円、広域連合負担金の返還金。

歳入合計、収入済額1億6,095万1,219円、不納欠損額ゼロ、収入未済額31

万6, 100円です。

328、329ページは、総括としての歳出です。

330、331ページの事項別明細書を願いたします。

1款1項総務費1目一般管理費、支出済額683万675円。2項徴収費1目徴収費、支出済額28万7,419円。2目滞納処分費、支出済額ゼロです。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、支出済額1億5,034万6,390円、内訳は、広域連合事務費等負担金714万7,630円、保険料等負担金1億1,342万6,900円、保険基盤安定負担金2,977万1,860円です。

3款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目保険料還付金、支出済額4万4,100円は、保険料還付金。

332、333ページに移ります。

2目還付加算金2,300円、2項繰出金1目一般会計繰出金28万1,935円。

4款予備費、支出済額ゼロです。

歳出合計、支出済額1億5,779万519円、不用額389万2,481円。

歳入歳出差し引き残額316万700円です。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

議 長(岸 祐次君) 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

[代表監査委員 落合一宏君登壇]

代表監査委員(落合一宏君) ご報告申し上げます。

平成27年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、平成28年8月9日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された後期高齢者医療事業特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、関係諸伝票及び関係書類により出納処理を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をごらんください。

以上です。

議 長(岸 祐次君) ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

議 長(岸 祐次君) 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第8号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第18 認定第9号 平成27年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定について

議長（岸 祐次君） 日程第18、認定第9号 平成27年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

認定第9号 平成27年度吉岡町水道事業会計利益の処分及び決算認定についての提案理由を申し上げます。

水道事業は、お客様に対しまして、安全安心で安定した水を供給することを第一の使命に事業活動を行っております。平成27年度吉岡町水道事業損益計算書では、経営活動において生じた利益は917万5,891円を、議会の承認を得て、利益剰余金・建設改良積立金に積み立てさせていただく処分案となります。

続いて、平成27年度水道事業決算報告になります。

収益的収入及び支出については、収入予算額は4億2,066万8,000円に対しまして、決算額4億2,323万4,300円、予算額に対しまして256万6,300円の追加となりました。

次に、収益的収入及び支出のうち、支出予算額は4億1,154万9,000円に対しまして、決算額は4億767万428円、予算額に対しまして387万8,572円の減額となりました。

資本的収入及び支出においては、資本的収入決算額5,158万9,400円、資本的支出決算額1億8,655万2,652円、不足した額1億3,496万3,252円については、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額601万9,061円と過年度分損益勘定留保資金1億2,894万4,194円で補填させていただきました。

詳細につきましては上下水道課長に説明させますので、審議の上、可決、認定くださいますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

最初に、平成27年度に生じた利益の処分について説明をいたします。

決算書の342、343ページの平成27年度吉岡町水道事業損益計算書をごらんください。

この計算書は、水道事業の1年間の経営活動・経営成績を示す計算書でございます。「営業収益と営業費用」及び「営業外収益と営業外費用」に大別されております。

1の営業収益は、(1)と(2)を足した額、3億5,624万1,379円となり、2の営業費用は(1)から(5)を足した3億5,410万6,147円、営業利益は、営業収益から営業費用を差し引いた額213万5,232円となりました。

3の営業外収益は(1)と(2)を足した額3,846万5,908円となっています。(1)の長期前受金戻入3,522万7,077円は、工事などで得た補助金等の27年度分の収益化額。(2)の雑収益は、下水道料金算出に伴う下水道室からの検針負担金や放射性物質検査に伴う東京電力賠償金でございます。

4の営業外費用は、(1)と(2)を足した額3,142万5,249円。経常利益は、営業利益213万5,232円と営業外収支704万659円を足した額917万5,891円となっております。

当期の損益でございますが、特別利益及び特別損失の計上はございません。経常利益の金額917万5,891円が当年度純利益、黒字という結果となっております。

その下の前年度繰越利益剰余金は該当がなく、当年度未処分利益剰余金は、当年度純利益の917万5,891円となっております。

続いて、344、345ページをごらんください。

先ほどの損益計算書で説明させていただいた当年度未処分利益剰余金917万5,891円の処分案となっております。説明をさせていただきます。

最初に、平成27年度吉岡町水道事業剰余金計算書になります。

左のページ、資本金は全て自己資本金となっております。

資本金の当年度変動額ですが、表の中ほど3,000万円の増で、町からの出資金です。当年度末残高は、表の一番下、9億4,595万2,182円。前年度対比103.28%でございます。

右のページ、剰余金について説明をいたします。

剰余金には、「資本剰余金」と「利益剰余金」がございます。

資本剰余金は、増減なしで残高ゼロ。主に土地の取得などに充てられた補助金等があった場合は、資本剰余金に整理されることとなります。

続いて、利益剰余金ですが、利益処分によって積み立てられた減債積立金、利益積立金、建設改良積立金及び未処分利益剰余金に区別をされております。

減債積立金は1,646万7,000円で動きはございません。

利益積立金は、欠損金が生じた場合に備えるための積立金となっています。平成26年度で生じた制度改正に伴う利益のその他未処分利益剰余金変動額6億6,306万3,916円を積み立て処分したものでございます。

建設改良積立金は、前年度に生じた純利益2,054万1,757円を積み立て処分したため、当年度末残高は4,409万2,934円となっております。

次に、未処分利益剰余金の表の一番下、当年度未処分利益剰余金917万5,891円は、損益計算書で説明した内容と同一で、平成27年度末時点の未処分の利益剰余金の残高となっております。

利益剰余金の合計では、当年度末純利益917万5,891円が増加し、当年度末残高は7億3,279万9,741円となっております。

表の一番右側、資本合計の当年度末残高では、3,917万5,891円増の16億7,875万1,923円となっております。

続いて、下の表の剰余金処分計算書(案)を説明させていただきます。

先ほどの当年度未処分利益剰余金917万5,891円を建設改良積立金に積み立て処分し、建設改良積立金の処理後残高を5,326万8,825円に、未処分利益剰余金の処理後残高をゼロにしたいとするものでございます。

以上が利益の処分についての説明となります。よろしく申し上げます。

引き続き、平成27年度吉岡町上水道事業決算について説明を申し上げます。

338ページ、339ページ、こちらをお願いします。

1、収益的収入と支出について説明をいたします。

この項目は、企業経営活動に伴い発生する収入と支出について記載をしたものでございます。

収入ですが、左より「区分」「決算額」、また決算書にはございませんが、参考に前年比、増減額等を報告いたします。

第1款水道事業収益、決算額4億2,323万4,300円、前年比98.3%、732万5,747円の減。内訳、第1項営業収益3億8,462万9,253円、前年比97.88%、832万5,087円の減。これは、水道使用料や新規加入金、手数料などの収益となっております。第2項営業外収益3,860万5,047円、前年比102.66%、99万9,340円の増。下水道室からの検針の負担金や東京電力賠償金等のほか、平成26年度からは長期前受金戻入が計上されております。長期前受金戻入は、補助金等の平成27年度分の収益化の額になり、この決算額は3,522万7,077円となっております。第3項特別利益ゼロ。

続いて、支出。

第1款水道事業費用4億767万428円、前年比101.67%、670万7,091円の増。内訳でございます。第1項営業費用3億6,666万3,112円、前年比104.39%、1,541万7,014円の増。これには、減価償却費なども含まれております。第2項営業外費用4,100万7,316円、前年比101.99%、79万9,302円の増。企業債利子償還金と消費税となっております。第3項特別損失ゼロ。第4項予備費ゼロ。

次に、340ページ、341ページをお願いします。

2、資本的収入及び支出でございます。

この項目は、水道事業の活動を、円滑かつ安定・継続的に進めるために行った施設の整備拡充などに関する収支報告となっております。左より「区分」「決算額」、参考に前年比、増減額を報告します。

収入。

第1款資本的収入5,158万9,400円、前年比119.98%、858万9,400円の増。内訳、第1項出資金3,000万円。町からの出資金で、老朽化した施設の更新など、経営基盤を強化する目的で一般会計から繰り入れられたものでございます。第2項工事費1,224万7,400円。高崎渋川バイパス3期工事に伴う配水管布設の補償で924万7,400円、一般会計からの消火栓設置負担金が300万円という内訳です。第3項補助金934万2,000円。防衛省所管の国庫補助金で老朽管更新事業の実施設業務委託になります。補助事業対象の精算額1,868万4,000円に対して、補助割合10分の5の金額となっております。

続いて、支出。

第1款資本的支出1億8,655万2,652円、前年比96.01%、774万6,948円の減。内訳、第1項建設改良費1億1,272万2,796円、前年比88.78%、1,424万490円の減。第2項企業債返還金7,382万9,856円、前年比109.64%、649万3,542円の増。返済計画に基づく企業債の償還となっております。

表の一番下に記載がございますが、資本的収入、決算額5,158万9,400円から、資本的支出、決算額1億8,655万2,652円を差し引いた1億3,496万3,252円が不足となり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額601万9,061円と過年度分損益勘定留保資金1億2,894万4,191円で補填をいたしております。

次に、346ページ、347ページをお願いいたします。

平成27年度吉岡町水道事業貸借対照表について説明をいたします。

この貸借対照表は、財政状況を明らかにするために、決算時において「保有する全ての資産・負債及び資本」を表示し、投入された資本がどのような機能を発揮し、運用されているかを示すものでございます。

表は、「資産の部」「負債の部」「資本の部」に分かれております。

346ページ、「資産の部」1、固定資産について説明をいたします。

(1) 有形固定資産。イの土地から、チの建設仮勘定まで固定資産の合計が36億6,333万7,639円、前年比98.85%、4,253万3,965円の減となりました。

2、流動資産について説明します。

流動資産とは、現金及び比較的短期間のうちに回収される債権や売却によって現金にかえることができる資産をいいます。

(1) 現金預金3億6,583万361円、残高につきましては、平成28年3月31日現在でございます。

(2) 未収金7,922万8,413円、平成28年度の不納欠損に備え、貸倒引当金170万5,414円を計上しております。

(3) 貯蔵品132万7,260円。

(1) から (3) の流動資産の合計は、4億4,468万620円、対前年比93.74%、2,969万992円の減となっております。

資産合計は、1の固定資産36億6,333万7,639円と2の流動資産4億4,068万620円で、合計が41億801万8,259円となり、前年比98.27%、7,222万4,957円の減でございます。

ページの負債の部を説明いたします。

3、固定負債12億2,022万8,607円、平成29年度以降に償還期限が到来いたします企業債の元金残高となります。

4、流動負債、これは、短期間のうちに支払いが予定されている負債のことをいうものでございます。

(1) 企業債7,536万4,162円。平成28年度中に償還期限が到来する企業債元金残高となっております。

(2) 未払金3,625万2,511円。

(3) 前受金6,243万6,323円。湯水対策の残金ですが、増減についてはございません。

(4) 預り金1,200万8,406円。下水道使用料と釣銭3万円の預かり金という内訳になっております。

(5) 引当金、賞与引当金310万1,533円、法定福利費引当金58万1,251円の、合計368万2,784円を、平成28年度6月賞与とこれにかかわる共済組合負担金の支出に備え計上しておるものでございます。

流動負債の合計は、1億8,974万4,186円で、前年比90.12%、2,079万9,795円の減です。

5、繰延収益。繰延収益は、平成26年度の制度改正により設けられた負債勘定でございます。

(1) 長期前受金は、18億2,093万9,007円で、このうち平成27年度末時点での収益化済額が、(2)の長期前受金収益化累計額8億164万5,464円になります。

したがって、平成27年度末時点の収益化未済額の残高は、繰延収益差し引き合計10億1,929万3,543円。

負債の合計、3の固定負債12億2,022万8,607円、4の流動負債1億8,974万4,186円、5の繰延収益10億1,929万3,543円、合計24億2,926万6,336円、前年比95.62%、1億1,140万848円の減となっています。

続いて、資本の部について説明をいたします。

6、資本金9億4,595万2,182円、前年比103.28%、3,000万円の増。自己資本金のみとなりますが、3,000万円の増については、町の出資金となっています。

7、剰余金です。

(1) 利益剰余金。こちらにつきましては、企業がこれまでに生み出した利益の積立額となっております。

イ、減債積立金1,646万7,000円、増減なし。ロ、利益積立金6億6,306万3,916円、前年度その他未処分利益剰余金変動額分を積み立て処分したものでございます。ハ、建設改良積立金4,409万2,934円、前年度の純利益2,054万1,757円を積み立て処分し、このことにより増となっております。ニ、当年度末処分利益剰余金917万5,891円、先ほど損益計算書で確認していただいたものと同一の額でございます。

イからニの合計7億3,279万9,741円が利益剰余金となり、対前年比101.27%、917万5,891円の増でございます。

資本合計は、6の資本金9億4,595万2,182円と7の剰余金・利益剰余金合計7億3,279万971円を足した16億7,875万1,923円で、前年比102.

39%、3,917万5,891円の増となっております。

負債資本合計は、負債合計24億2,926万6,336円に資本合計16億7,875万1,923円を足した41億801万8,259円となり、346ページの資産合計と同額となります。

決算書類の説明につきましては以上となりますが、決算書の付属書類のキャッシュ・フロー計算書について説明をさせていただきます。

353ページをごらんください。

キャッシュ・フロー計算書ですが、水道事業の活動により、平成27年度においてどれだけ資金が増減したかを示す計算書となっております。

1の業務活動によるキャッシュ・フローですが、損益計算書の当年度純利益から始まり、減価償却費などの資金の収支を伴わないものを控除して算出する間接法を用いております。

業務活動では、1億3,637万5,986円の資金がふえた結果となっております。

2の投資活動では、1億2,926万8,547円の資金が減った結果となっております。

3の財務活動では、4,382万9,856円の資金が減った結果となっております。

平成27年度においては、業務活動によるキャッシュ・フローから財務活動によるキャッシュ・フローの合計で3,672万2,417円の資金が減った結果となりました。

その結果、平成27年度期首時点の資金残高、これは平成26年度末時点の資金残高と同一のものとなりますが、期首時点が4億255万2,778円ですので、それから3,672万2,417円資金が減少し、平成27年度末時点では3億6,583万361円の資金残高となっておりますのでございます。

以上で認定9号の補足説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員報告を求めます。

落合代表監査委員。

〔代表監査委員 落合一宏君登壇〕

代表監査委員（落合一宏君） ご報告申し上げます。

平成27年度吉岡町水道事業会計決算につきまして、平成28年8月9日、監査委員柴崎徳一郎さんとともに監査をいたしましたので、報告いたします。

地方公営企業法第30条第2項の規定により、審査に付された水道事業会計の決算報告書について、予算額及び収益的収支、資本的収支並びに日計伝票、歳入歳出伝票、振替伝票により出納書類を余すことなく照合し、その内容を検討いたしました結果、計数的には正確であることを認めました。なお、審査の個別意見につきましては、お手元の資料をご

らんください。

以上です。

議長（岸 祐次君） ただいま提案理由の説明と監査委員の報告がありました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております認定第9号は、産業建設常任委員会に付託します。

本日の日程のうち、以上をもって平成27年度決算認定に関する議題が終了いたしました。

落合代表監査委員には、監査報告ご苦労さまでございました。

ここで休憩をとります。再開を3時20分とします。

午後3時00分休憩

午後3時20分再開

議長（岸 祐次君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

守田会計課長。

〔会計課長 守田 肇君発言〕

会計課長（守田 肇君） 済みません、先ほど認定第7号 平成27年度吉岡町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定の説明の中におきまして、主要施策の成果説明書194ページをお開きいただきたいと思いますが、194ページ、3、給付状況ということで、その中の（2）施設介護サービス受給者数、平成25年度につきまして、数字の誤りがありましたので、訂正をお願いできればということであります。

平成25年度、1号被保険者105、2号被保険者2とありますが、小計で22となっておりますが、これは107の間違いです。訂正をお願いいたします。

日程第19 議案第38号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）

議長（岸 祐次君） 日程第19、議案第38号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第38号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）について提案理由の説

明を申し上げます。

本補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,486万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ78億5,179万6,000円とするものであります。

まず、歳入の主なものは、14款国庫支出金について、明治小学校校舎増築事業で1,332万6,000円の追加、駒寄スマートインターチェンジで4,986万3,000円の減額、20款諸収入において駒寄スマートインターチェンジ大型化事業にかかわる前橋市負担金6,267万2,000円の追加、21款町債において学校教育施設等整備事業債・明治小学校校舎増築事業1,530万円の追加などがございます。

次に、歳出の主なものは、3款民生費において、障害児通所支援で1,872万円の追加、8款土木費において、道路維持補修工事で1,380万円の追加、橋梁長寿命化修繕詳細設計業務で2,000万円の減額、橋梁維持補修工事1,000万円の追加、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業委託料2,500万円の追加、10款教育費において、明治小学校校舎増築工事5,772万6,000円の減額などがございます。

今回の補正により、財政調整基金の繰り入れは9億7,901万円となり、残高見込み額は予算ベースで20億2,311万円となります。

以上、主な補正内容でございますが、詳細につきましては財務課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 大澤財務課長。

〔財務課長 大澤弘幸君発言〕

財務課長（大澤弘幸君） それでは、議案第38号 平成28年度吉岡町一般会計補正予算（第2号）をごらんいただきたいと思ひます。

第1条第1項の歳入歳出予算の補正額でございますが、ただいま町長が提案理由の中で申し上げたとおりでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表・歳入歳出予算補正」によるということで、これにつきましては、2ページから6ページまででございますが、説明につきましては、補正の款項の区分等を含めて事項別明細書で説明させていただきます。

第2条の地方債の変更につきましては、第2表・地方債補正によるということで、7ページをごらんいただきたいと思ひます。

まず、臨時財政対策債ですが、補正前の限度額2億6,600万円に100万円を追加し、2億6,700万円とするものでございます。これは臨時財政対策債の発行可能額の確定によるものでございます。

次に、学校教育施設等整備事業債（明治小学校校舎増築事業）ですが、補正前の限度額6,040万円に1,530万円を追加し、7,570万円とするものでございます。これは起債対象事業費の増額によるものでございます。

次に、11ページをごらんいただきたいと思います。事項別明細書により説明を申し上げますさせていただきます。

まず、歳入でございますが、9款1項1目1節の地方特例交付金ですが、これは住宅借入金等特別税額控除による減収分を補填する減収補填特例交付金でございます。交付決定により592万円の追加でございます。

次に、10款1項1目の地方交付税1節の普通交付税ですが、普通交付税の算定により、額が確定したことにより、785万9,000円の追加でございます。

次に、14款国庫支出金1項国庫負担金1目民生費国庫負担金2節障害者福祉費国庫負担金で障害児支援費国庫負担金993万2,000円の追加、次に3目教育費国庫負担金1節小学校費国庫負担金で公立学校施設整備費国庫負担金（明治小学校校舎増築事業）で1,332万6,000円の追加です。

次に、12ページ中段をごらんください。

14款国庫支出金2項国庫補助金1目民生費国庫補助金4節学童保育事業費国庫補助金で、子ども・子育て支援整備交付金（学童クラブ施設新築事業）724万4,000円の追加、4目1節土木費国庫補助金で、社会資本整備総合交付金（駒寄スマートインターチェンジ）4,986万3,000円の減額、同じく社会資本整備総合交付金（橋梁長寿命化修繕事業）825万円の減額、5目教育費国庫補助金2節小学校費国庫補助金で、防衛施設周辺対策事業費補助金（明治小学校校舎増築事業）で926万9,000円の追加です。

次に、13ページ中段をごらんください。

15款県支出金2項県補助金2目民生費県補助金6節児童福祉費県補助金で、認定こども園施設整備交付金（私立保育所等施設整備助成事業）831万6,000円の減額、7節学童保育事業費県補助金で、子ども・子育て支援整備交付金（学童クラブ施設新築事業）724万4,000円の追加です。

次に、14ページをごらんください。

18款繰入金2項基金繰入金2目1節財政調整基金繰入金は792万1,000円の減額でございます。

補正後の財政調整基金からの繰り入れは9億7,901万円となり、残高見込み額は、先ほど町長の説明にありましたとおり、予算額ベースで20億2,311万円となります。

次に、19款1項1目1節の繰越金は、前年度の決算により実質収支額が確定したため、

511万7,000円の追加となります。

次に、15ページをごらんください。

20款諸収入5項3目1節の雑入では、駒寄スマートインターチェンジ大型化事業に係る前橋市負担金6,267万2,000円の追加となります。

21款町債につきましては、先ほど説明させていただきましたので、省略させていただきます。

次に、歳出でございますが、給料、職員手当等、共済組合負担金、退職手当組合負担金は、全款を通して人事異動等による増減でございます。

それでは、18ページ中段をごらんいただきたいと思います。

2款総務費1項総務管理費14目温泉事業費15節工事請負費で、温泉施設改修工事735万6,000円の追加です。内訳は、太陽光設備修繕工事421万2,000円、井戸水中ポンプ更新工事で314万4,000円でございます。

次に、21ページ中段をごらんください。

3款民生費1項社会福祉費6目障害者福祉費19節負担金、補助及び交付金で、障害児通所支援で1,872万円の追加です。

次に、22ページ中段をごらんください。

3款民生費2項児童福祉費3目児童保育費19節負担金、補助及び交付金で、延長保育費補助金1,058万円の減額、私立保育所等施設整備補助金928万4,000円の減額です。次に、23節償還金、利子及び割引料で、子ども・子育て支援交付金の返納金として994万4,000円の追加、5目学童保育事業費15節工事請負費で、学童クラブ新設工事に900万円追加でございます。

次に、28ページ下段をごらんください。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費15節工事請負費で、道路維持補修工事（単独）1,380万円の追加でございます。

次に、29ページ下段をごらんください。

5目の橋梁維持費13節委託料では、橋梁長寿命化修繕詳細設計業務2,000万円の減額、15節工事請負費では橋梁維持補修工事（補助）1,000万円の追加でございます。

次に、31ページ上段をごらんください。

4項都市計画費2目都市施設費の13節委託料で、駒寄スマートインターチェンジ大型車対応化事業2,500万円の追加、22節補償、補填及び賠償金で補償費870万円の追加です。

次に、33ページ下段をごらんください。

10款教育費2項小学校費3目学校建設費15節工事請負費で、明小校舎増築工事5,772万6,000円の減額でございます。

続きまして、37ページから39ページは給与費明細書でございます。

40ページは、地方債の平成26年度末及び平成27年度末における現在高並びに平成28年度末における現在高の見込みに関する調書です。今回の補正予算で、臨時財政対策債及び学校教育施設等整備事業債の借り入れ限度額を変更いたしましたので、現在高の見込みに関する調書を添付させていただきました。

また、参考資料として本補正予算の説明資料となりますが、A4判で16ページの別冊を添付させていただきました。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第38号は、総務常任委員会に付託します。

日程第20 議案第39号 平成28年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）

議長（岸 祐次君） 日程第20、議案第39号 平成28年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第39号 平成28年度吉岡町学校給食事業特別会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

この補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億1,662万7,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、平成27年度決算の確定による繰越金の増額によるものでございます。

詳細につきましては、教育委員会事務局長に説明させますので、審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 南雲教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 南雲尚雄君発言〕

教育委員会事務局長（南雲尚雄君） それでは、ご説明申し上げます。

この補正の内容といたしましては、先ほど町長が申しあげましたとおり、平成27年度の決算が確定いたしまして、実質収支額が51万3,000円となりました。これを平成28年度の繰越金として歳入額を補正するものであります。

補正予算書の2ページの第1表をごらんください。

第3款の繰越金の既決予算ですが、30万円を見込んでおりましたが、決算額の確定に伴いまして繰越金が51万3,000円になったことから、21万3,000円の増額をいたしまして、51万3,000円に補正をお願いするものでございます。

歳出につきましても、歳入と同額の補正をお願いし、こちらは補正予算書の7ページになりますが、給食用食材料費21万3,000円を増額させていただくものでございます。

以上、町長の補足説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第39号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第21 議案第40号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議 長（岸 祐次君） 日程第21、議案第40号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第40号 平成28年度吉岡町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,022万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億6,981万1,000円としたいものであります。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をいたします。全体で11ページございます。

2ページの「第1表・歳入歳出予算補正」につきましては、事項別明細書にて説明をし、その後「第2表・地方債補正」の説明をさせていただきます。

議案書の7ページをごらんください。

歳入より説明をいたします。

第3款国庫支出金第1項国庫補助金第1目下水道費国庫補助金、社会資本整備費総合交付金200万円の追加。吉岡町公共下水道事業の全体計画と事業計画見直しに伴う、業務委託の増による交付金200万円の追加となります。

第4款県支出金第1項県補助金第1目下水道費県補助金、県費補助の管渠工事追加による補助40万円の追加となります。

第8款町債につきましては、事業費の増額に伴い820万円の追加補正をお願いし、歳入歳出差し引きの結果にて、第5款繰入金、一般会計からの繰入金37万6,000円の減額をするものでございます。

続いて、歳出について説明いたします。

歳出、第1款下水道費第1項下水道費第1目総務管理費151万5,000円の減額です。内容は、全額4月の人事異動に伴う給与等の補正となります。第3目建設費1,173万9,000円の追加です。内訳でございます。2節給料から4節共済費及び19節負担金にかかわるものですが、給与等の補正で43万9,000円の追加です。

13節委託料については、1,700万円の追加となります。内容でございますが、事務事業委託料2,900万円の追加と、設計業務委託料1,200万円の減額により、差し引き1,700万円の追加補正でございます。この件につきましては、農業集落排水エリア3地区、合計269ヘクタールございますが、これを取り込んだ公共下水道事業の全体計画処理面積の大幅な見直しを群馬県に対し、数年来、お願いしていたところでございます。

群馬県では、利根川上流流域下水道事業計画を見直し、平成27年度末に変更計画の認可を受けております。この見直しの中で、吉岡町が長年要望してまいりました計画処理面積の大幅な拡大が組み入れられ、現行の全体計画365ヘクタールが728.6ヘクタールに見直しをされたところでございます。

当初予算の段階では、大幅な区域の見直しは困難であるとのことから、平成28年度から今後5カ年で整備する現行の事業区域362ヘクタール追加をする事業計画36.6ヘクタール分、この事業変更の申請を予定しておりました。

しかしながら、上位計画でございます群馬県が変更した流域下水道事業計画、この計画との整合性を図るべく、今回、町の全体計画も変更する必要があるため、委託料を追加するに至ったものでございます。

なお、この業務委託は歳入第3款で説明いたしました、下水道費国庫補助金、社会資本整備費総合交付金の補助事業に該当をするものでございます。

また、設計委託料（補助）1,200万円の減額については、今後5年間で整備する事業計画36.6分にかかわる事業計画変更申請業務の委託料で計上をしておりましたが、今回、拡大の全体計画728.6ヘクタールとセットで計画変更の事務業務委託を行うことから、設計業務から事務業務へ組み替えを行う必要があるため、減額をしたというような経緯になっております。

続いて、15節工事請負費570万円の減額です。内訳ですが、公共下水道工事（補助）1,300万円の減額。これは、社会資本整備総合交付金を活用し、管渠工事に伴う「舗装本復旧工事」を予定しておりましたが、13節で行います業務委託「公共下水道事業計画変更申請書作成」業務委託を優先したく、事業の組み替えということでさせていただくものです。

また、公共下水道工事（単独）730万円の追加につきましては、公共下水道区域内の未整備箇所の管渠築造及び汚水ます設置工事です。

なお、この単独工事については、歳入第4款で説明いたしました、下水道費県補助金の管渠整備の補助事業に該当し行うものです。

歳出につきましては、以上でございます。

戻りまして、4ページをごらんいただきたいと思っております。

地方債の変更ですが、「第2表・地方債補正」で、起債の目的、公共下水道事業におきまして事業費見込額の増額に伴い、起債の限度額、現行2,280万円を3,100万円とし、起債の限度額の総額を2,680万円から3,500万円に変更をしたいというものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第40号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第22 議案第41号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第2号)

議長(岸 祐次君) 日程第22、議案第41号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

[町長 石関 昭君登壇]

町長(石関 昭君) 説明申し上げます。

議案第41号 平成28年度吉岡町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,052万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24億1,180万円とするものであります。

補正内容につきましては、平成27年度決算による繰越金の増額が主なものであります。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させていただきますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長(岸 祐次君) 福田健康福祉課長。

[健康福祉課長 福田文男君発言]

健康福祉課長(福田文男君) それでは、補正予算の主な説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で説明をさせていただきます。8ページをごらんください。

歳入、第4款国庫支出金の高額医療費共同事業負担金及び第7款県支出金の高額医療費共同事業負担金は、国保連からの通知による、それぞれ増額補正でございます。

第4款国庫支出金の財政調整交付金の減額は、6月にシステム構築に伴う補正を行いました。広域化に伴う準備事業につきましては別項目とするよう国からの指示があり、それによるシステム開発費等補助金に組み替えるものでございます。

第5款の療養給付費等交付金は、平成28年度概算交付額に合わせた額としたもので、減額補正するものでございます。

9ページをお願いいたします。

第6款の前期高齢者交付金は、平成28年度交付決定通知に合わせた額とするものでございます。増額補正でございます。

次に、第11款の繰越金の療養給付費交付金繰越金は、前年度の追加交付を行うものでございます。194万1,000円を繰り越いたします。第2目のその他繰越金は、平成27年度決算が確定し、6,114万1,000円を繰越金として補正するものでございます。

10ページをお願いいたします。歳出に移ります。

第2款の保険給付費は、第1項の療養諸費を5,571万5,000円の増額、第2項の高額療養費を101万6,000円減額し、全体で5,469万9,000円を増額補正しまして、保険給付費の予算額14億2,209万5,000円とするものでございます。

次に、11ページをお願いいたします。

第7款共同事業拠出金の高額医療費共同事業医療費拠出金は、歳入で説明しましたとおり、国保連の通知による増額補正でございます。

平成27年度当初決定額に合わせた額とするもので、減額補正するものでございます。

第11款諸支出金は、国庫金等を前年度に多く受け取った分の償還金でございます。

以上です。よろしくをお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第41号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第23 議案第42号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第1号)

議長（岸 祐次君） 日程第23、議案第42号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第42号 平成28年度吉岡町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,100万3,000円としたいものであります。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をいたします。議案書7ページをごらんください。

歳出、第1款農業集落排水事業費第1項農業集落排水事業費第1目総務管理費17万3,000円の追加です。内訳は、4月の人事異動に伴います補正で、27万円の追加と、渋川広域ごみ運営費負担金22万7,000円の減額及び退職手当組合負担金の13万円の追加です。

したがいまして、歳入歳出それぞれ17万3,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億6,100万3,000となる補正をお願いするものです。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

議 長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議 長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第42号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第24 議案第43号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議 長（岸 祐次君） 日程第24、議案第43号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町 長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第43号 平成28年度吉岡町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,618万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億6万7,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、平成27年度決算による繰越金の増額や歳入の組み替えなどが主なものでございます。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議 長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、補正予算の主な説明をさせていただきます。

歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。9ページをお願いいたします。

歳入の第7款の繰越金の補正額は、2,677万9,000円であります。

次に、12ページをお願いいたします。

歳出の第6款の償還金は、前年度の国庫支出金の超過分としての返還金で1,849万6,000円であります。

繰越金と償還金を差し引きますと、前年度の実質残高は828万3,000円となります。

次に、10ページをごらんください。

歳出の第1款総務費の補正は、需用費で主に封筒代等でございます。

第4款地域支援事業費の第1項包括的支援事業・任意事業費を18万7,000円増額補正です。成年後見申し立て等の事務の委託料、また研修費等が主なものでございます。第2項の介護予防生活支援サービス事業費の委託料129万6,000円を減額し、次ページの負担金126万円を第1目から第2目の介護予防ケアマネジメント事業費に組み替えるものでございます。第3項の一般介護予防事業費は、委託料21万円を増額補正するものでございます。

第2項及び第3項を合わせますと108万6,000円の減額となります。

12ページをお願いいたします。

第6款の第1号被保険者保険料の過年度分の還付金を10万1,000円増額補正を行います。

次に、7ページをお願いいたします。

歳入に移ります。

第2款の国庫支出金の第1項調整交付金3万5,000円及び第4項の地域支援事業交付金21万7,000円、第3款の支払基金交付金30万4,000円、次に第4款県支出金の第3項13万5,000円、第6款の繰入金第4項13万5,000円は、第4款地域支援事業費の第2項及び第3項に合わせた108万6,000円の減額をそれぞれ負担割合ごとに減額し補正するものです。負担割合は、国の調整交付金は3.25%、国の交付金は20%、支払基金の2号保険者分につきましては28%、県及び町は12.5%となっております。

次に、7ページに戻っていただきまして、第2款国庫支出金第2項第5目の90万6,000円を第3目の包括支援事業費等へ917万9,000円を組み替えしまして、金額の差7万3,000円は、歳出の第4款、地域支援事業費の包括的支援事業費等の18万7,000円の増額補正の負担割合分でございます。

これと同様に、8ページの第4款県支出金第2項第4目の455万3,000円を第2

目へ458万9,000円を組み替えし、並びに9ページの第6款繰入金第1項第5目の455万3,000円を8ページの第3目へ458万9,000円を組み替えいたします。増額したそれぞれの負担割合は、国が39%、県及び町が19.5%となっております。

最後に、12ページをごらんください。

歳出の第5款基金積立金を前年度の実績残高と事業の若干の減により840万円を基金に積み立てるものでございます。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第43号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第25 議案第44号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第1号)

議長（岸 祐次君） 日程第25、議案第44号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明申し上げます。

議案第44号 平成28年度吉岡町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ293万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,627万6,000円とするものであります。

補正の内容につきましては、平成27年度決算による繰越金の増額が主なものでございます。

なお、詳細につきましては健康福祉課長をして説明させますので、よろしくご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 福田健康福祉課長。

〔健康福祉課長 福田文男君発言〕

健康福祉課長（福田文男君） それでは、説明させていただきます。

補正予算書の2ページの第1表をお願いいたします。

歳入の第3款繰越金は、平成27年度決算が確定し、293万3,000円を繰越金として補正するものであります。

3ページの第1表をごらんください。

歳出の第2款後期高齢者医療広域連合納付金は、歳入の繰越金の補正額293万3,000円をそのまま増額補正するものです。

以上です。よろしくお願いいたします。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第44号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第26 議案第45号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）

議長（岸 祐次君） 日程第26、議案第45号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 申し上げます。

議案第45号 平成28年度吉岡町水道事業会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

収益的収入及び支出においては、支出で21万7,000円の追加補正を、また資本的収入及び支出におきましては、支出で3万8,000円の減額補正をお願いするものであります。

詳細につきましては、上下水道課長に説明させますので、ご審議の上、可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 笹沢上下水道課長。

〔上下水道課長 笹沢邦男君発言〕

上下水道課長（笹沢邦男君） 補足説明をさせていただきます。

議案書の2ページ、水道事業会計補正予算実施計画書をごらんください。

収益的収入及び支出ですが、支出、第1款水道事業費用第1項営業費用第1目配水及び給水費1万1,000円の追加。2目総係費20万6,000円の追加。これについては、いずれも人件費の増額によるものです。

収益的支出で、合計21万7,000円の増額補正をお願いするものです。

次に、資本的収入及び支出では、支出、第1款資本的支出第1項建設改良費第1目配水設備工事費、人件費3万8,000円の減額補正となります。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第45号は、産業建設常任委員会に付託します。

日程第27 同意第1号 吉岡町教育委員会委員の任命について

議長（岸 祐次君） 日程第27、同意第1号 吉岡町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明させていただきます。

同意第1号 吉岡町教育委員会委員の任命について。

吉岡町教育委員会委員1名が9月30日をもって任期満了となるため、次の者を委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

同意をお願いする委員は大沢知子氏でございます。同氏は昭和48年12月25日生まれの42歳、住所は吉岡町大字南下248番地の1であります。大沢知子氏は安中市の生まれで、安中市の中学校から高崎北高等学校を卒業され、さらに亜細亜大学に進まれ、小学校、中学校、高等学校の教諭免許を取得されました。現在は、嫁ぎ先の会社で働きながら、3児の母親として子供の教育にも熱心であります。

人格が高潔で、教育及び文化に関し識見を有する者であります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第4項の規定をも満たしております。

何とぞ同意をいただきますようお願い申し上げます。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第1号は、総務常任委員会に付託します。

日程第28 同意第2号 吉岡町教育委員会教育長の任命について

議長（岸 祐次君） 日程第28、同意第2号 吉岡町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

石関町長。

〔町長 石関 昭君登壇〕

町長（石関 昭君） 説明させていただきます。

同意第2号 吉岡町教育委員会教育長の任命について説明をさせていただきます。

吉岡町教育委員会の教育長が9月30日をもって任期満了となるため、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

同意をお願いする者は大沢 清氏で、住所、吉岡町大字南下52番地、生年月日、昭和25年5月4日生まれの66歳でございます。同氏は、平成24年9月3日に議会の同意をいただき、その後開かれた教育委員会において教育長に選任され、以来、町の教育行政の発展のためご尽力をされておられます。任期が9月30日で満了となるため、大沢 清氏に引き続き吉岡町の教育行政のためにご協力をお願いしたいと考えておりますので、任命の同意をいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（岸 祐次君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（岸 祐次君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております同意第2号は、総務常任委員会に付託します。

散 会

議長（岸 祐次君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後4時12分散会

